

ベトナム国工業所有権業務近代化プロジェクト 終了時評価調査団報告書

平成15年12月

(2003年)

JICA LIBRARY



1176101〔2〕

独立行政法人 国際協力機構
鉦工業開発協力部

鉦開一
JR
03-13

**ベトナム国工業所有権業務近代化プロジェクト
終了時評価調査団報告書**

**平成15年12月
(2003年)**

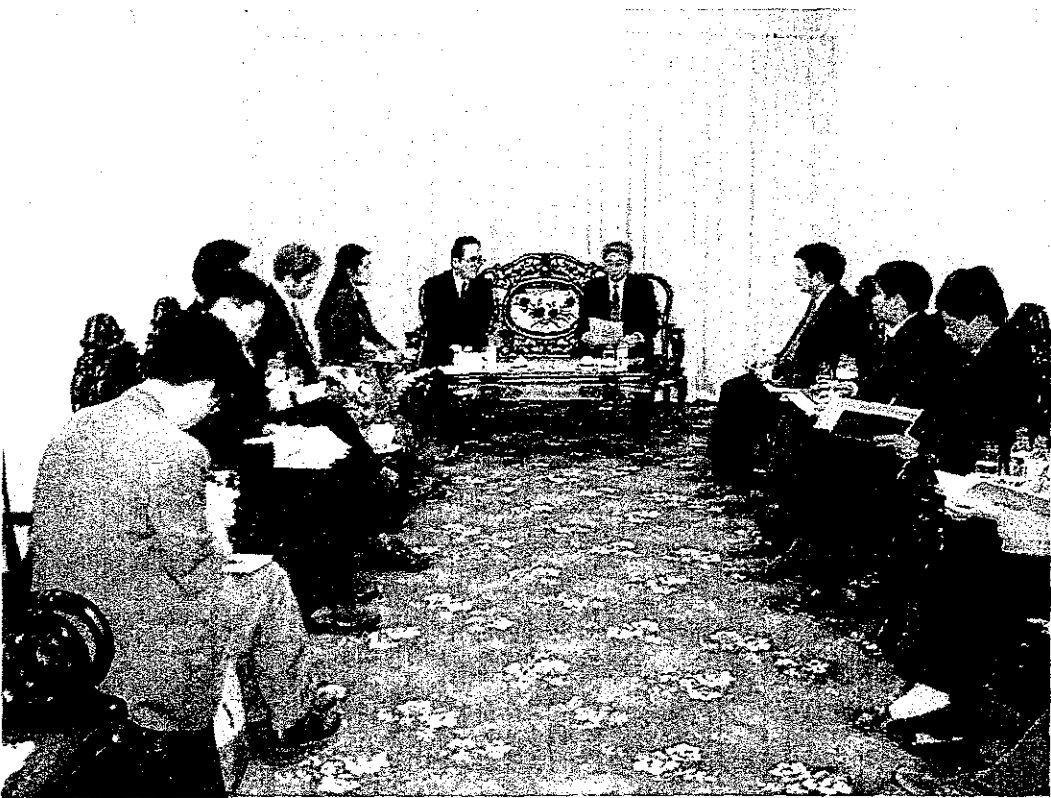
**独立行政法人 国際協力機構
鉱工業開発協力部**



1176101(2)



ミニッツ署名・交換



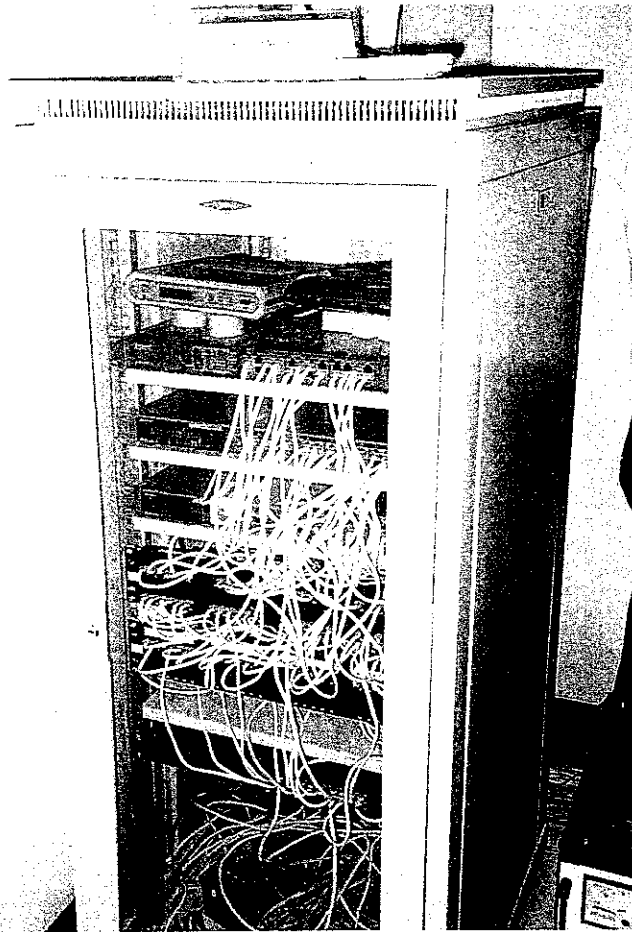
MOST大臣との会談



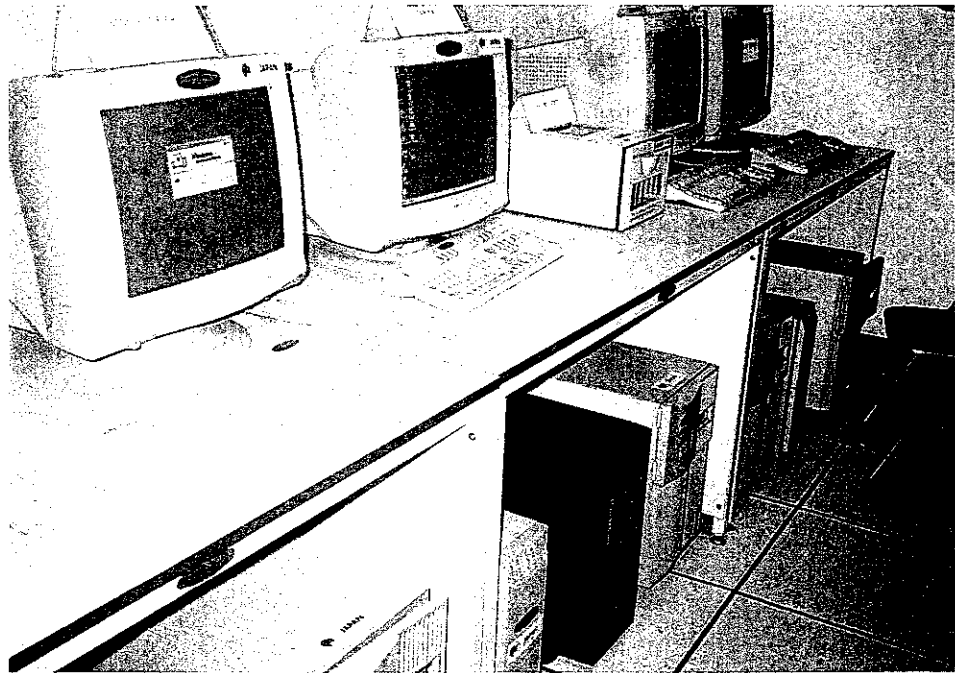
NOIP庁舎



NOIP庁舎(正面入り口)



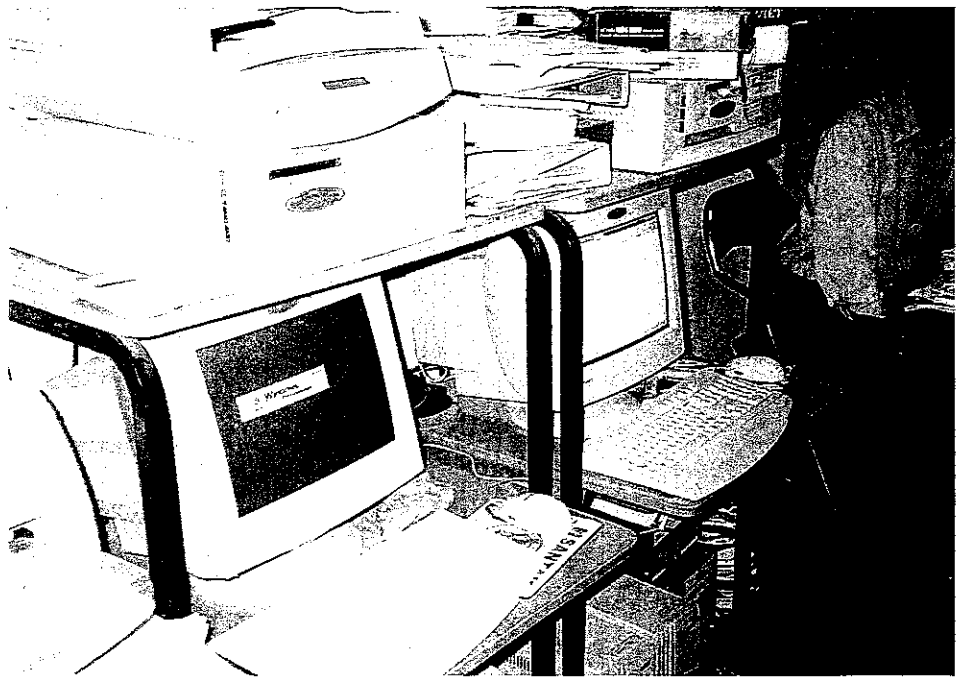
ネットワークルーター



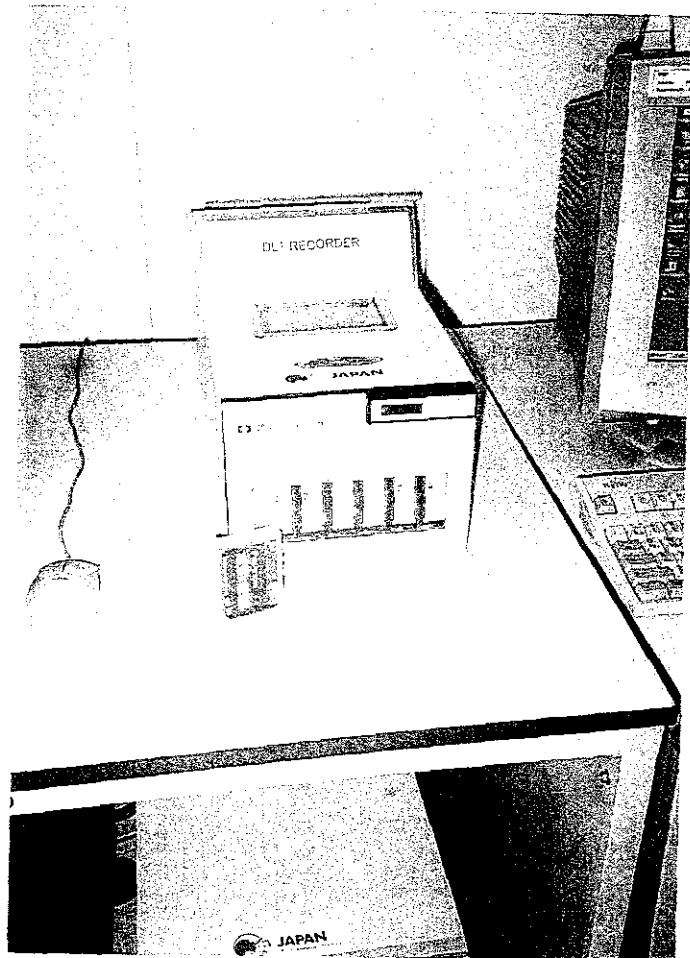
サーバー



トレーニングルーム



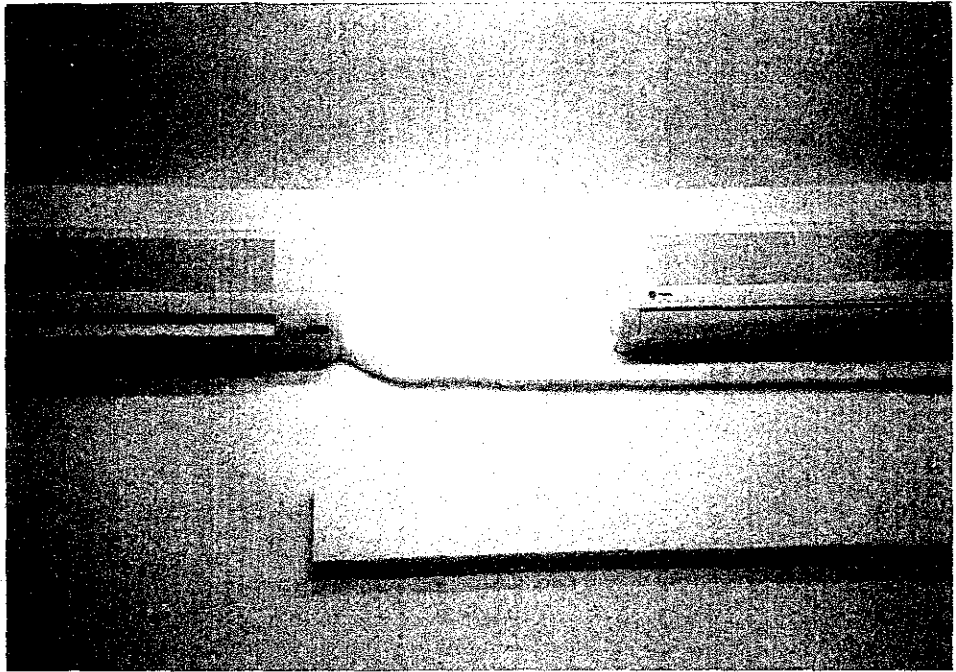
審査官の端末



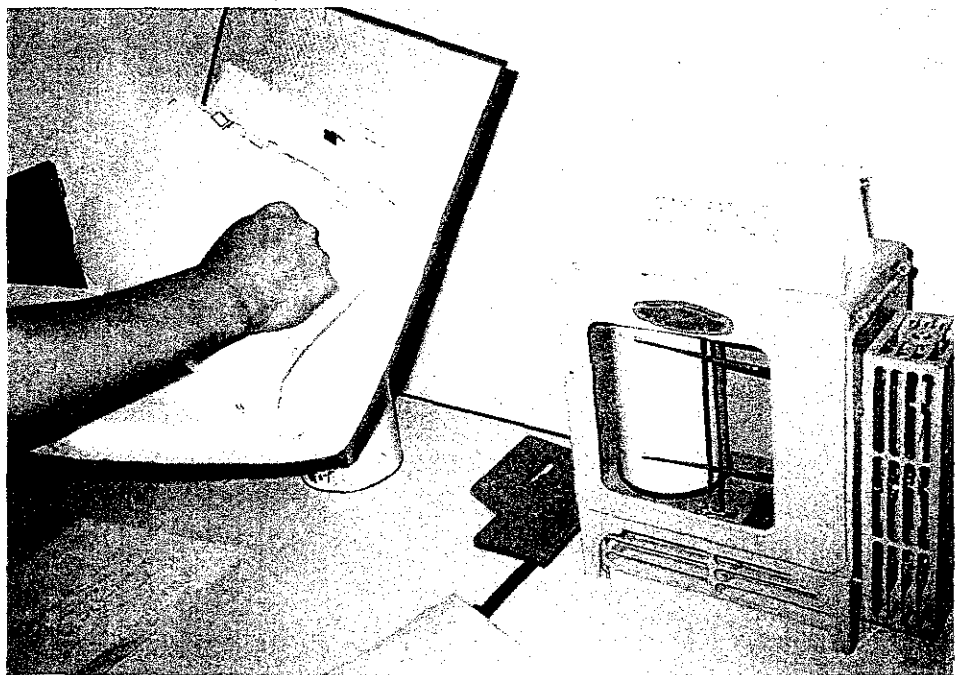
バックアップレコーダー



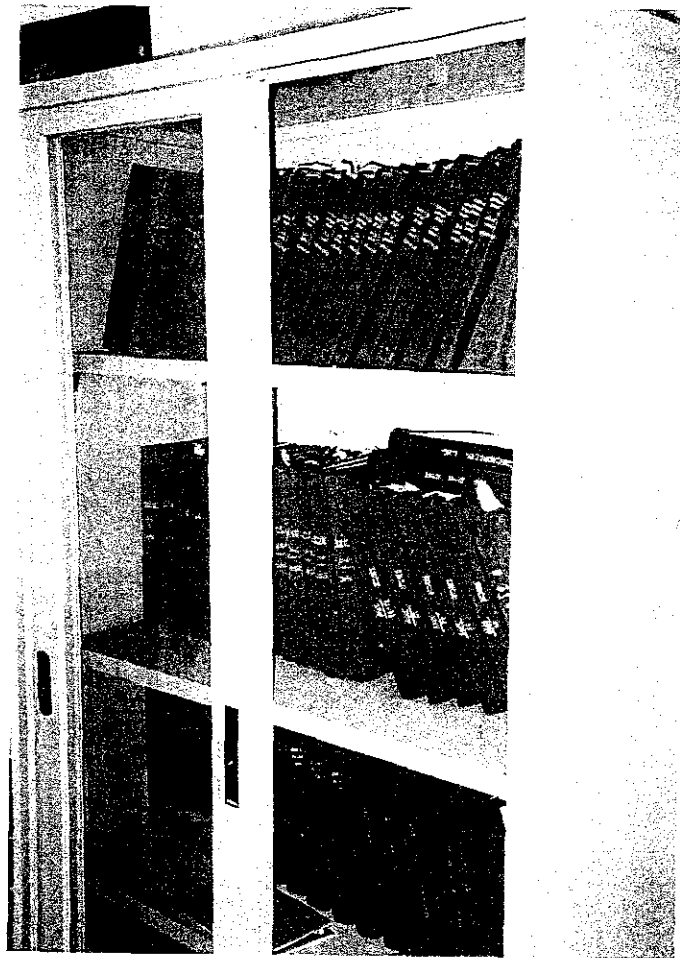
サーバールームオペレーション記録



サーバールームのエアコン



サーバールームの温度・湿度計



システム仕様書・設計書類の管理



マニュアル類の管理

序 文

日本国政府はベトナム政府の要請に基づき、同国の工業所有権業務の近代化を目的として技術協力プロジェクトを行う事を決定し、国際協力機構がこのプロジェクトを実施しております。

当機構は平成15年11月17日から平成15年12月3日までの間にわたり、鉱工業開発協力第一課長代理、小嶋良輔を団長とし、特許庁の協力を得て調査団を現地に派遣しました。

調査団はベトナム政府関係者と協議を行うとともに、ベトナム側調査団と合同でプロジェクト実施機関であるベトナム知的財産権庁における現地調査ならびにプロジェクトの評価を行い、帰国後の国内作業を経てここに本評価調査報告書完成の運びとなりました。

この報告書が本プロジェクトの推進に寄与するとともに、両国の友好、親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

2004年2月

鉱工業開発協力部

部長 中島 行男

目次

写真 序文 目次

第1章 終了時評価調査団派遣の経緯

1-1	プロジェクトの背景	1
1-2	調査団派遣の目的	2
1-3	主要調査項目	2
1-4	終了時評価調査団の構成	2
1-5	終了時評価調査団日程	3

第2章 調査結果概要

2-1	対処方針と調査結果	5
2-2	評価調査結果概要表	16

第3章 評価の方法

3-1	評価設問と必要なデータ・評価指標	20
3-2	評価グリッド	20

第4章 評価結果

4-1	5項目評価結果概要	28
4-1-1	妥当性	28
4-1-2	有効性	28
4-1-3	効率性	28
4-1-4	インパクト	29
4-1-5	自立発展性	29
4-2	障害・貢献要因の総合的検証	30
4-2-1	計画内容に関するもの	30
4-2-2	実施プロセスに関するもの	30
4-2-3	商標移管問題に関するもの	31
4-3	5項目評価結果詳細	35

4-3-1	妥当性	35
4-3-2	有効性	37
4-3-3	効率性	41
4-3-4	インパクト	42
4-3-5	自立発展性	43
4-4	結論	46
4-5	提言	49
4-6	教訓	51
第5章 先方との協議経過及び結果		
5-1	合同評価報告書に関して	52
5-2	ミニッツの協議・合意	52
第6章 調査団所見		
6-1	団長所感	54
6-2	技術移転実施状況	54
6-3	プロジェクト運営管理状況	56
6-4	供与機材の利用状況	56
6-5	システムの維持管理状況	57
6-5-1	技術レベル面	57
6-5-2	物理レベル面	57
6-6	モニタリング・評価の実施状況	59
6-7	個別の問題点に関する所見	60
6-7-1	LANの再構築問題	60
6-7-2	プログラム品質の問題	60
6-7-3	商標問題	61
6-8	今後の対応に関する所見	61
6-8-1	プログラミングについて	61
6-8-2	プロジェクト目標達成に向けた補完措置について	61
6-8-3	蓄積された産業財産権情報の有効活用	62
第7章 終了時評価調査その後		
7-1	帰国報告会	63

7-2	プロジェクトの延長	63
7-3	商標所管に関する改正政令	64
7-4	プロジェクト延長R/Dの締結	65
7-5	将来の協力に向けて	65
	付属資料	69
	1. ミニッツ	

第1章 終了時評価調査団派遣の経緯

1-1 プロジェクトの背景

1996年7月1日、民法が施行され、民法の特別法である工業所有権の保護に関する法律が明文化された。また、同国は特許・商標保護の共通制度を策定するASEANフレームワークに貢献しており、迅速かつ確かな工業所有権の付与・保護の整備に意欲的である。

しかしながら、近年、工業所有権を所管する工業所有権庁（National Office of Intellectual Property : NOIP）に対する出願が急増しており、出願書類を現状の配置人員により処理することが実務上困難になっている。一方で、工業所有権情報に対して出願人、発明者、異議申立人、代理人である弁理士、弁護士、あるいは、技術者、研究者、さらには裁判所といった司法機関、税関、警察、外国特許庁等の公的機関の照会も多く、誰もが平等かつ容易にアクセスできるような環境が確立されない以上、国内外からのベトナムに対する、技術移転・投資を促進させることはできない。そのためにも、工業所有権情報の普及・活用を含めた工業所有権の保護システムの構築が急務となっている。

工業所有権に関する法律面の整備が進みつつあるベトナムにとって、NOIP 内の手続きや事務処理・審査審判の運用を見直し、情報あるいはシステムの利便性を追求する上で、コンピュータシステムを導入することは緊急の課題である。そのような観点から、ベトナム政府は1997年11月に、NOIP における工業所有権制度運用の自動化、情報提供機能の充実を目的としたプロジェクト技術協力を我が国に要請してきた。

この要請を受けて、1999年1月の事前調査、同年8月の短期調査を経て、1999年12月には実施協議調査団を派遣して討議議事録（R/D）に署名し、2000年4月1日よりNOIP における事務処理の迅速化を目的とする4年間の協力を開始した。具体的には、コンピュータシステムを導入するに際し、運用、管理の面でどのような整理が必要かを工業所有権の実務に関するカウンターパート（Counterpart : C/P）への技術移転を通して検討・実施するものであり、C/P の本邦研修、あるいは専門家の派遣を通してC/P を中心としたNOIP の職員に対してOJT形式により、コンピュータシステムを設計、仕様書、マニュアルを備えながら段階的に導入しつつ、質の高い技術移転を行うことにより、ベトナムの工業所有権行政に寄与するものである。

今次調査は、当初計画でプロジェクト終了を2004年3月に控え、4年間の協力実績について、討議議事録（Record of Discussions : R/D）及び技術協力計画等に基づき評価5項目に照らして総合的に評価を行うとともに、今後の対応策について協議し、その結果について両国政府関係機関に報告・提言する。

1-2 調査団派遣の目的

当初計画によれば、プロジェクト終了を2004年3月に迎えることから、以下の諸項目の調査を目的として、本調査団を派遣した。

- (1) 技術移転の進捗状況および目標の達成状況を確認した上で、評価5項目の視点から評価の上、プロジェクト終了時評価を実施する。
- (2) プロジェクトの実実施計画について、妥当性を再吟味すると共に必要に応じPDMの指標部分の修正・取捨選択を行う。
- (3) プロジェクト運営管理上の課題等について協議する。
- (4) 技術移転を予定通り終了することの可否について検討する。

1-3 主要調査項目

本調査団は、終了時評価に当たって特に以下の観点から調査ならびに評価を実施した。

- ア NOIP 及び外注先であるベンダーの株式会社富士通ベトナムの調査、ユーザの立場から出願人の意見聴取
- イ 投入実績の確認
- ウ 技術協力の進捗状況（C/Pの技術レベル等）の確認
- エ 評価5項目に基づく評価結果の取りまとめ

また、後述する商標移管問題に対する計画内容の再検討を行った。

- ア 技術協力計画の再検討
- イ 右検討結果にかかるNOIP側との協議、合意

さらに、プロジェクト運営管理上の以下の観点について協議を行った。

- ア NOIPの予算及び運営管理・事業実施体制の現状及び課題について
- イ OJTとして今後C/Pから他の職員へ実施されている技術移転の成果並びに今後の展開について
- ウ 機材維持管理体制について
- エ NOIPによる行政の将来的方向性について

1-4 終了時評価調査団の構成

- 1 小嶋 良輔 : 団長・総括
独立行政法人国際協力機構 鉦工業開発協力部 鉦工業開発協力第一課 課長代理
- 2 園 充 : 工業所有権事務処理システム
経済産業省 特許庁 審査業務部 情報システム課 室長

- 3 山崎 亨 : 工業所有権事務処理実務
経済産業省 特許庁 総務部 国際課 係長
- 4 安楽 究 : 評価分析
朝日監査法人 シニア公認会計士
- 5 岡崎 輝雄 : 評価企画
独立行政法人国際協力機構 鉦工業開発協力部 鉦工業開発協力第一課 副参事

1-5 終了時評価調査団日程

日順	月	日	曜	行 程	調 査 内 容
1	11	17	月	成田(18:00) → ハノイ(22:15) (JL751)	移動(コンサルタント団員)
2	11	18	火		JICA 事務所打合せ、NOIP 表敬 専門家打合せ、プロジェクト 見学、資料確認
3	11	19	水		PDM 修正案・検討
4	11	20	木		PDM 修正案・検討
5	11	21	金		PDM 修正案協議・作業進捗 確認 M/M 題材検討
6	11	22	土		資料分析整理(土・日)
7	11	23	日	成田(11:00) → ハノイ(22:15) (JL5135)	移動(官団員)
8	11	24	月		NOIP 表敬、MOST 表敬 プロジェクト見学
9	11	25	火		JICA 事務所打合せ 日本大使館表敬 MPI 表敬、FVL 見学
10	11	26	水		C/P インタビュー 出願人・弁理士インタビュー
11	11	27	木		評価結果確認
12	11	28	金		M/M 協議(事務レベル)

(続き)

日順	月	日	曜	行 程	調 査 内 容
13	11月	29日	土		資料分析整理
14	11月	30日	日		資料分析整理
15	12月	1日	月		M/M 協議 (長官レベル)
16	12月	2日	火		合同調整委員会(JCC)、M/M 署名
17	12月	3日	水		JICA 事務所打合せ 日本大使館報告 JETRO 表敬

ハノイ (23:30) →

成田 (06:15)

(JL752)

移動 (官団員)

第2章 調査結果概要

2-1 対処方針と調査結果

次頁に調査項目と現状及び問題点、対処方針と調査・協議結果を纏めた。主な調査項目は4つで、目的・主旨等について纏めた「1. 終了時評価の実施」、投入実績等について記した「2. プロジェクトの進捗状況」、本調査の主要目的である終了の可否について検討した「3. プロジェクト終了の可否」、特記事項を中心に纏めた「4. プロジェクト運営上の特記事項及び今後の課題等」である。なお、本表は終了時評価に当たって先に調査団の勉強会（この会議は対処方針会議を兼ねている）において議論した、プロジェクトの現状および問題点に、帰国報告会で報告した調査・協議結果事項を加筆修正したものである。

調査項目	現状及び問題点	対応方針	調査・協議結果
<p>1 終了時評価の実施</p> <p>(1) 終了時評価の目的と主旨の理解</p> <p>(2) 既存の計画管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協力開始後、3年半が経過したことから以下を目的として終了時評価を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> これまでのプロジェクト活動の進捗状況と成果を的確に把握する。 プロジェクト目標の達成に向けて今後どのような活動、投入が必要なのかを見極め、今後の活動計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記終了時評価の目的について理解を得る。 評価5項目について再度説明し、理解を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記についてキックオフミーティング等を通じ、NOIP側に説明し、理解を得ることができた。
<p>7 PDM指標の数値目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2002年8月の運営指導調査時に修正PDMが承認された。しかし、修正PDMの指標及び指標入手段については抽象的、主観的なものではなくプロジェクトの成果を正確に判断する客観的なものとなるよう、今後さらに見直しを行いたい。 PDMについてはワークショップ等の場で専門家、NOIP長官ら責任者を交えて話し合う必要がある。ただコンセンサスとして、今の時点で調査団がPDMを改定することはしない。Narrative Summaryを変えることはせず、Verifiable Indicators欄の記載につき指標の数値目標を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでプロジェクトが蓄積したデータを指標として有効に活用できないか検討し、個々の活動及び成果の相関関係を再確認し、必要に応じ見直しを行い、ミニッツに添付する。 プロジェクトに対して、趣旨を十分に説明する必要がある。PDMを改定せず指標を検討するといっても、プロジェクトに新たな負担をお願いするものではなく、従来より実施し記録しているデータ・資料を提供してもらう。 各指標がプロジェクト目標及び成果が達成された状態を表す上で妥当かどうかを再確認する。また、各指標の収集手段を明確化した上で必要に応じ見直しを行い、ミニッツに添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記について個々の活動及び成果の相関関係の再確認を行い、ナラティブサマリーの変更を行わずに指標のみを改め、ミニッツに添付した(Annex1参照)。
<p>イ IPAS開発計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2000年11月の実施協議調査時に基本計画が策定され、以後毎年当該年度の開発計画が作成・承認されている。2003年度計画は商標の所管変更を受けて2003年7月に行われたJCCにて改訂版が承認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術移転進捗状況及び後半期の協力体制についての協議結果を踏まえ、計画と差異があれば原因を特定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画遅延を確認した。原因は、商標移管問題やLAN切断事故に加えて、ベンダーの納品後テストの結果、不具合が多数認められる等、予想以上にリリースが遅れたことも主たる原因である点、確認した(Annex7・8・17参照)。
<p>ウ モニタリングシート</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上記イ;IPAS開発計画に加え、モニタリングシート、技術移転モニタリングシートをプロジェクトが作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標問題につき2003年度計画の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年度計画の見直しを行ったが、プロジェクト終了予定の3月末までに当初RD締結時に予定したすべての技術協力を実施することは事実上不可能あり、何らかの対応が必要であることを確認した(モニタリングシートについてはAnnex3、2003年度IPAS開発計画についてはAnnex8参照)。
<p>エ 進捗管理に用いるその他のフォーマット</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在までに主に以下のフォーマットをプロジェクトにおいて作成及び準備中である。 <ol style="list-style-type: none"> プロジェクト実施体制の現状 <ol style="list-style-type: none"> 実施機関(NOIP)の予算 日本側・ベトナム側投入実績 NOIPの組織・人員配置 機材維持管理台帳 研修実績表(国内外・NOIP内部) 指導用マニュアル及び教材 C/Pの技術力モニタリング・評価シート ローカルコスト負担 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の導入状況を確認し、未活用フォーマットの導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画ならび進捗状況は十分把握できるよう纏められており、未活用フォーマットの導入は不要である点確認した。

調査・協議結果

調査項目	現状及び問題点	対処方針	調査・協議結果
<p>2 プロジェクトの進捗状況</p> <p>(1) 投入計画の進捗状況</p> <p>7 日本側</p> <p>(7) 専門家派遣</p> <p>a. 長期 のべ8名</p> <p>b. 短期 のべ14名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの実績は以下のとおり。 ・ チーフアドバイザー 佐藤 達夫 (2000.4.1-2002.3.31) ・ チーフアドバイザー 草野 正二 (2002.3.17-2004.3.31) ・ 業務調整員 大元 真紀 (2000.4.1-2002.3.31) ・ 業務調整員 佐々木健一 (2002.3.17-2004.3.31) ・ 工業所有権業務 壬生 吉秋 (2000.4.1-2002.3.31) ・ 工業所有権業務 永井 恒男 (2002.3.4-2004.3.31) ・ コンピュータシステム 松井 昌子 (2000.4.1-2002.3.31) ・ コンピュータシステム 加賀 勇一 (2002.3.17-2004.3.31) <p>(2000年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データベース設計技術 横井 祐二 (2000.8.21-2000.10.20) ・ データベース入力システム設計 五十嵐 努 (2000.10.16-2000.10.28) ・ テスト設計技術 高田 達司 (2000.10.30-2000.11.24) <p>(2001年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方式審査事務処理実務 東海 明美 (2001.6.11-2001.6.29) ・ アプリケーションプログラム開発 金井 隆 (2001.6.11-2001.7.7) ・ PCT事務処理実務 大久保 彰男 (2001.7.15-2001.7.28) ・ 審査起案システム実務 山口 直 (2001.9.4-2001.9.29) <p>(2002年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公報編集実務 藤田 幹男 (2002.6.23-2002.7.6) ・ 審判事務処理実務 前山 和男 (2002.7.21-2002.8.3) ・ 登録事務処理実務 須田 亮一 (2002.7.21-2002.8.3) ・ アプリケーション開発技術 高橋 廣一 (2003.1.5-2003.1.31) ・ 業務分析手法 高橋 佳子 (2003.3.9-2003.3.22) <p>(2003年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業所有権事務システム改善技術 播磨 良悦 (2003.6.08-2003.6.21) ・ データベース管理技術 邊土名 琢 (2003.9.20-2003.10.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績を確認し、結果をミニッツに添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績表に取り纏め、ミニッツに添付した(Annex12参照)。

調査項目	現状及び問題点	対処方針	調査・協議結果
<p>(4) 研修員受入れ</p> <p>のべ15名</p>	<p>(2000年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠事務処理実務 (2000. 9. 10-2000. 11. 11) ・ 特許事務処理実務 (2000. 9. 10-2000. 11. 11) ・ 商標事務処理実務 (2000. 9. 10-2000. 11. 11) ・ 工業所有権事務処理システム (2000. 9. 10-2000. 11. 11) <p>(2001年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業所有権事務処理システム開発 (2001. 7. 1-2001. 8. 3) ・ 工業所有権事務処理システム開発 (2001. 7. 1-2001. 8. 3) ・ 工業所有権事務処理システム開発 (2001. 7. 1-2001. 8. 3) <p>(2002年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業所有権事務処理システム運用開発 (2002. 8. 5-2002. 12. 3) ・ 工業所有権事務処理システム運用開発 (2002. 8. 5-2002. 12. 3) ・ 工業所有権事務処理システム運用管理 (2002. 11. 4-2002. 12. 3) ・ 工業所有権事務処理システム運用管理 (2002. 11. 4-2002. 12. 3) <p>(2003年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業所有権事務処理システム運用 (2003. 10. 13-2003. 11. 1) ・ 工業所有権事務処理システム運用 (2003. 10. 13-2003. 11. 1) ・ 工業所有権事務処理システム管理 (2003. 10. 13-2004. 3. 8) ・ 工業所有権事務処理システム開発 (2003. 10. 13-2004. 1. 13) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績を確認し、結果をミニッツに添付する。 ・ 研修後のC/Pへの技術移転状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ C/Pへのインタビュー結果から各C/Pの知識・技術の習得度を確認した上で、実績表に取り纏め、ミニッツに添付した(Annex13-1参照)。 ・ なお、括弧に記載の期間は移動日を含む。また、フィリピン特許庁(IP0)にて工業所有権事務処理に関し、第三国研修を3名実施した(2001. 6. 3-2001. 6. 6)。
<p>(7) 機材供与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001年度以前累計：108,586千円 (主要機材の名称：サーバー、PC、SYSTEM、...事務処理ソフトウェア(方式審査、実体審査等)) ・ 2002年度実績：36,001千円 (主要機材の名称：事務処理ソフトウェア(公報、登録、審判)) ・ *2003年度分供与機材(ハードウェア；7,798千円)を2002年度に前倒し実施。 <p>2003年度実績：8,900千円 (主要機材の名称：事務処理ソフトウェア(統計システム等)) (前渡資金ベース)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算を確認した上で、実績を確認し、結果をミニッツに添付する。 ・ 機材管理台帳に基づいた機材の維持管理がなされているか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記を確認し、結果をミニッツに添付した(Annex16参照)。 ・ 2000年度実績： ハード586,430米ドル、ソフト182,090米ドル ・ 2001年度実績： ハード 0米ドル、ソフト233,600米ドル ・ 2002年度実績： ハード64,990米ドル、ソフト211,500米ドル ・ 2003年度見込： ハード 0米ドル、ソフト75,000米ドル ・ 左記確認した。また、機材管理台帳については、ミニッツに添付した(Annex6-1,6-2参照)。

調査項目	現状及び問題点	対処方針	調査・協議結果
(1) 現地業務費	<p>2003年度については、当初16,759千円を予定していたが、商標移管問題にからみ当年度開発分については商標を除くことでNOIPと合意し、商標を除いた8,900千円を前渡した。決算を確認する。 *当初計画から4月に「法改正対応」; 3,570千円」、更に7月に「商況関連機能」; 3,150千円」相当を減額申請。</p> <p>2001年度以前累計：12,383千円 2002年度実績：2,946千円 2003年度上期実績：1,155千円 (執行ベース)</p>	<p>・稼働状況、メンテナンス状況について確認する。</p> <p>・現地業務費の執行管理状況を帳簿などにより確認する。</p>	<p>・供与機材は、技術移転も含め業務に活用されている。メンテナンスについても特段問題は見受けられない。 なお、商標の技術協力については商標移管問題にからみ一部供与していない。これに対しベトナム側から、問題発生の原因がベトナム側にあること、必要な措置を取る用意があるとの説明がなされた。</p> <p>・JICA側投入について下記を確認し、結果をミニッツに添付した(Annex16参照)。 2000年度実績：45,360米ドル 2001年度実績：38,450米ドル 2002年度実績：22,940米ドル 2003年度見込：24,050米ドル なお、NOIP側投入はAnnex15-3、15-4参照。</p>
イ ベトナム側 (7) 人員配置	<p>・2003年11月現在、確認された現在のC/Pの配置状況は以下のとおり。 Project Director 1名 Project Manager 1名 Total Staff 15名 うちFull Time の Staff 5名 Part Time の Staff 10名</p> <p>なお、Data Cheking Staff 4名</p>	<p>・人員配置の現状について確認し、ミニッツに添付する。</p> <p>・各C/Pのうち、現状のTechnical C/Pを再度確認し、ミニッツに記載する。</p> <p>・技術移転の各分野において欠員が生じていないか確認し、今後の計画についてミニッツに記載する。</p>	<p>・左記について確認し、ミニッツに添付した(Annex5参照)。</p> <p>・左記について確認し、ミニッツに添付した。</p> <p>・左記現状について確認し、V3、V4各分野について担当者をミニッツに添付した(Annex14参照)。</p>
(4) 予算措置	<p>・プロジェクト開始以降、2003年5月に商標移管問題が発生したが以降も出願自体は受理しており、この間の手数料収入は予定額を下回るものではない。</p>	<p>・実績を確認し、結果をミニッツに添付する。</p> <p>・可能であれば今後の予算措置計画を入手しミニッツに添付する。</p>	<p>・実績及び今後の計画を入手し、ミニッツに添付した(Annex15-1~15-4参照)。 2000年度実績：48.83億VND(うちプロジェクトへは3.6億VND支出) 2001年度実績：54.83億VND(うちプロジェクトへは3.4億VND支出) 2002年度実績：103.35億VND(うちプロジェクトへは3.2億VND支出) 2003年度見込：55.00億VND(うちプロジェクトへは5.4億VND支出)</p> <p>・NOIP全体の活動については、各年度において年間計画を策定していることを確認し、右計画の2003年度版を資料として入手した。そしてミニッツにこれを添付した(Annex15-2参照)。</p>

調査項目	現状及び問題点	対処方針	調査・協議結果
<p>(9) 施設・設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物建設等プロジェクトサイトの基盤整備（建屋・サーバーラーム・LAN・自家発電機等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理体制を確認し、結果をミニッツに記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標移管問題は2003年4月に懸案としてNOIP側よりプロジェクトに伝えられ、5月に政令が定められたものであるが、その後の関係者の努力により、商標をNOIPの所掌に戻すこととなり政令改正の準備が進められている。右確認し、プロジェクトに対する今後の予算措置を明確化するよう申し入れたところ、NOIP側の前向きな姿勢を確認することができた。 ・ 左記について、プロジェクト実施部門（PMO）、サーバーラーム、トレーニングラーム、専門家執務室、非常電源室などを調査し、それらが適切な時期に導入され、また適切に維持管理・活用されていることを確認した。そしてこれらの点をミニッツに記載した。
<p>(2) 技術協力計画の進捗状況</p> <p>7 各技術移転分野におけるC/Pの技術レベルの向上度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年12月時点（報告は2月）の第2回技術移転モニタリング、同年9月時点（報告は10月）の第3回技術移転モニタリング実施報告書によると、ほぼ全ての技術移転項目において、目標レベルに到達した、あるいはプロジェクト終了までに到達見込みであるとされている。終了時評価において、それらのレベル向上度を確認する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ C/Pの技術レベルの現状、技術力の評価方法、目標レベル設定並びに到達までの今後の計画等について、専門家チームおよびNOIP側と協議し、結果をミニッツに記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記について、専門家による評価及びC/Pへのインタビュー結果から、各C/Pの技術レベルは着実に向上しており、また、研修及びセミナーコースにおいて、既に多くのC/Pが講師という立場で活躍している点を確認した（Annex10参照）。他方、一部商標部分での「データ・システム開発」、「システム管理」、「実務運用」技術移転活動において、プロジェクト残期間を考慮しても未到達となることが想定される。
<p>4 研修・セミナーコース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPASユーザートレーニングをはじめ、当プロジェクトの主要項目として、これまでに数多くの研修・セミナーが実施されている。2003年3月に実施のPCMワークショップでは、C/P、NOIP各課代表が参加し、組織機能強化に向けた課題、プロジェクトのモニタリング・PDMの確認、IPAS拡張（IP情報検索/提供システム構築）および人材育成の基本計画を主要課題として議論・整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記実績について確認し、要すれば結果をミニッツに記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記について確認し、IPASユーザートレーニングの記録をミニッツに添付した（Annex10参照）。 ・ 組織分析ワークショップからPCMワークショップまで一連のワークショップを通じて、多くの職員からNOIPのあるべき姿と必要な対策について多様かつ率直な意見を出し、かつ活発な議論を行った点確認した。これらは、従来の工業所有権プロジェクトでは無かった新しい取り組みであり、参加者からは今後独自にワークショップをやってみようとして詳細マニュアルの配布希望が出るなどの良い反応であった。また、そのような結果にNOIP長官も高い関心を示しており、参加型ワークショップ手法の導入と言う観点からも大きな成果であった点確認した。

調査項目	現状及び問題点	対処方針	調査・協議結果
<p>(3) 評価5項目による終了時評価の実施</p> <p>ア 妥当性</p> <p>イ 有効性</p> <p>ウ 効率性</p> <p>(a) 投入の確認</p>	<p>1 プロジェクトが目指す効果は、ベトナム国の国家政策に合致しているか。</p> <p>・ WTO加盟を目指す上で工業所有権の適切な管理と保護体制の整備が国家的な重要課題となっている。また、別添新聞報道に記載されるように、本来、当国出願人が所有するべきと思慮される商標等の知的財産権が先進諸外国によって権利化されてしまうなどの事象も発生しており、氾濫する模倣品対策（<u>模倣品対策</u>） 日本の援助政策に合致しているか。プロジェクトのアプローチは手段として妥当か。</p> <p>・ 2002年7月、我が国知的財産戦略会議により知的財産戦略大綱が発表され、国際的な知的財産制度の調和と協力の促進として2002年度以降、JICAスキーム等の各種枠組みを用いた専門家派遣、研修生受け入れ等の人材育成協力、情報化協力等を実施する、と明記された。</p> <p>3 外務省/JICAの対ベトナム援助実施方針との整合性。</p> <p>1 プロジェクトのアウトプットはプロジェクト目標の達成に貢献しているか。</p> <p>・ 成果を導く活動を実施するためにプロジェクトの運営管理体制が整備される。</p> <p>・ C/Pの工業所有権事務処理分野に係る技術レベルが向上される</p> <p>・ 工業所有権に係る情報システムが体系的に整備される。</p> <p>・ 情報・普及促進サービスが改善される。</p> <p>1 達成されたアウトプットから見て、投入の質・量・タイミングは適切か。</p> <p>2 類似プロジェクトと比較して妥当なコストか。</p> <p>3 効率性を阻害した要因はあるか。</p> <p>・ 上記(1)参照。機材についてはリストを作成し確認。</p>	<p>・ 国家政策と本プロジェクトの位置付けを確認し、上位目標の妥当性を確認する。</p> <p>・ 知的財産基本法第17条「国は、・・・知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国または地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境を整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。」との整合性を確認するとともに、要すればミニッツに記載する。</p> <p>・ プロジェクト目標と上位目標の整合性及び受益者のニーズとの整合性の確認を通じ、現時点におけるプロジェクト目標の妥当性を確認する。</p> <p>・ プロジェクトの各成果の達成度合い、並びにそれらが目標の達成にどの程度結びついているかについて、その進捗状況を確認する。</p> <p>・ 日本、ベトナム双方の投入実績を確認する。</p>	<p>・ ベトナム国の「10ヶ年社会経済開発戦略2001-2010」「5ヶ年社会経済開発計画2001-2005」には知的所有権に係る活動を強化する点記載されていることを確認した。したがって、本プロジェクトは時宜を得ている。</p> <p>・ 我が国の「知的財産戦略大綱」、「知的財産基本法第17条」に照らして妥当である点を確認した。NOIPはベトナム国における知的財産行政の実施機関でありターゲットとして適切である。これらの点について確認し、ミニッツに添付した合同評価書に記載した。</p> <p>・ 上記に加え、日越政策協議合意の優先分野及びJICA国別事業実施計画の記載に照らして妥当である点確認し、ミニッツに添付した合同評価書に記載した。</p> <p>・ プロジェクトにおける技術移転は当初計画より遅延して実施されているが、各成果とプロジェクト目標の整合性は確認された。すなわち、商標の一部（公報リスト、抹消・移転、統計）を除いて当初のプロジェクト目標（IPASを通じた事務処理の標準化、透明化及び情報入手の容易化）はプロジェクト終了までに達成される見込みである。上位目標である知的財産権利付与の増加、迅速化に寄与する環境は整いつつある。これらの点を確認し、ミニッツに添付した合同評価書に記載した。</p>

調査項目	現状及び問題点	対処方針	調査・協議結果
(b) 成果に対する投入の規模・質・タイミング及び活用状況の確認		<ul style="list-style-type: none"> 成果に対する投入の規模・質・タイミングの妥当性について確認する。 投入と成果の因果関係について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家派遣、供与機材、研修員受け入れ、カウンターパートの配置、施設・備品、予算の質、量、タイミングは特段問題なかった点、確認した。なお、プログラム品質の問題によりテスト・調整に時間がかかり、リリースが当初予定より遅れた。この点、ミニッツに添付した合同評価書の記載ならびにAnnex17参照。
エ インパクト	<ol style="list-style-type: none"> 上位目標は達成される見込みか。 その他の波及効果はあるか。 インパクト発現に対するプロジェクトの貢献度は高いか。 <ul style="list-style-type: none"> 当プロジェクトによりベトナム特許庁がいかに変化したかをターゲットグループであるNOIP職員、さらに出願人・代理人の視点で確認。 	<ul style="list-style-type: none"> NOIP職員、出願人・代理人へのインタビューを通し、インパクトの点について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> IPASはNOIPの日常の事務処理に使用されており、今では必要不可欠なものになっている。出願人・代理人へのインタビューによれば、出願案件情報の迅速な提供、事務処理状況の把握、事務処理手続きの標準化、発送書類の誤記の解消など正の効果が出ている。また、国連機関に準拠したデータ情報が蓄積・管理されており、国際的な知的財産管理との調和化を促進することが見込まれる。負の効果は見当たらない。
オ 自立発展性	<ul style="list-style-type: none"> 対外サービスの広報活動計画及び実績について確認する。 <ol style="list-style-type: none"> 知財におけるNOIPの位置付けは明確か。 事業を継続するだけの能力が組織に備わっているか。 移転された技術は定着していくか。 	<ul style="list-style-type: none"> NOIP側から当プロジェクトで開発導入されたシステムにより自動編集した公報（第1号となる185号2003年8月分）が発刊されるに至った。 当国唯一の特許庁である。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記について確認し、ミニッツに添付した合同評価書に記載した。 左記について確認し、ミニッツに添付した合同評価書に記載した。
(a) 組織的側面	<ul style="list-style-type: none"> PMU（プロジェクト）は長官直属の組織として配置されており、対外的にもその点がNOIPが発行する冊子に記載されている。今後PMUが情報システム課としての役割を果たす必要があると思慮する。 プロジェクト終了後はPMUは情報システム課としての機能を有し、システムの維持管理・開発、職員に対する教育、ヘルプデスクとしての役割が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 公正な組織体系の下、各職員のインセンティブが高められているか、また、今後とも優秀な人材の確保がなされるか、今後の人材育成計画を確認する。 PMUの将来的な位置づけについて、プロジェクト専門家チーム及びNOIPの意向を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済政策、国際条約加盟の状況から見て政策・制度の阻害要因は見当たらない。人員・予算の増、職員平均年齢の若さ、内部留保できる手数料収入の規模、IT課設置の構想などから見て組織・財政面の阻害要因は見当たらない。 PMUの位置づけについて他課との合併によりIT課の創設が長官を含めた幹部から言及があり、専門家からの技術移転状況、NOIPのIPASシステム著作権所有などから見て技術面・契約等の法務上の阻害要因も見当たらない。
(b) 人的側面	<ul style="list-style-type: none"> 商標移管問題発生過程のNOIP側の誠意ある対応に見られるように、長官を筆頭に幹部の強力なリーダーシップのもと組織が一丸となって運営されている。強力で献身的で、かつ財務上の実績を重視するリーダーの存在なくして本プロジェクトは発展し得ないものと思慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> C/Pで離職した者は皆無であり、職員も近年退職した者はいない点確認した。全体に若い組織であり、定年で退職する者も少ない。副長官をはじめ各部署の長が一丸となって長官を支えており、人的側面について問題は見られない。

調査項目	現状及び問題点	対処方針	調査・協議結果
(c) 財政的側面	<ul style="list-style-type: none"> 下記4(1), (2)参照。 		<ul style="list-style-type: none"> 下記4(1), (2)参照。
(d) 技術的側面	<ul style="list-style-type: none"> 保守管理契約 設計書等の保管状態、技術移転の過程でNOIP側がその重要性を理解しているか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外注先の支援体制やコンサルティング、ヘルプデスクの運用について調査する。 設計書の管理状態を確認し、その重要性についてもC/Pの意識を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用体制に問題は見受けられない。また、NOIP幹部との協議で先方は外注先との契約の意向を表明した。 設計書は、差替も正確に行われ、専用の書架に種別保管され問題が見受けられない旨、確認し、ミニッツに添付した合同評価書に記載した。
3 プロジェクト終了の可否	<p>プロジェクトの計画内容ならびに実施状況を把握し、その結果を元にプロジェクト終了の可否、フォローアップの必要性について検討する。</p>		
(1) 要すれば商標フォローアップ検討(将来に向けて)	<ul style="list-style-type: none"> 当国において出願の8割を占める商標をシステムに組むことはプロジェクト成果に欠くことが出来ない必須の構成要素。 一方、万が一商標所管が実現しない場合は当国に対する援助を引き上げることが決断することもある点に留意。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記について、商標所掌の正式な通達を確認することを前提に、現在のプロジェクトの実施体制及び今後の活動計画の検討を踏まえ、今後のプロジェクト実施体制を検討する。しかし、本調査においては延長、フォローアップについては議論しない。 左記について、NOIP側と確認する。 プロジェクト側からの提案の一例(延長) IPAS-V4の商標関連機能を他のIPタイプと同様に運用するためには、 ①C/P; 7.5M/M ②専門家; 3M/M ③システム開発経費; 約20,000乃至25,000ドル 左記計画についてNOIP側と確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム国では商標の出願が急増(年間約1万件、特許は年間約千数百件)しており、模倣品対策・将来の情報施策の基盤として商標を含めた総合的事務処理システムの構築が必要不可欠である。IPASから商標サブシステム(V4:公報リスト、抹消・移転、統計)を除外することは、件数が最も多い商標の基幹情報(権利情報)が欠落する事になり、迅速な事務処理と将来の情報施策(検索や情報提供サービス)に負のインパクトを残すことになるので不合理である。IPASは特許、実用新案、意匠と同様に商標についても基幹情報が完備され事務処理効果が発揮できるV4レベルまで完成させることが重要である。 10月2日付けの首相府よりMOST・MOT宛ての通達文書およびこれに基づくMOST大臣の指示により、10月以降NOIPにおいて、現実に商標は受理・審査、権利付与がなされている。首相府へのMOST作成ドラフトの存在、MOST大臣との面会での同大臣の「NOIPが商標を所管する」との発言から判断すれば、NOIPが商標を事実上所管していると言える。なお、右所管について正式な改正政令発行にはいたっていないところ、延長、フォローアップについてはNOIP側の要望をミニッツに記載するとどめた。 商標システムの開発、リリースのうち一部は現在の協力期間中に完了することが不可能であり、プロジェクト目標を完全に達成することはできない。また、一部カウンターパートは商標に関する技術移転の目標レベルを完全には達成できない。 NOIP側は商標のシステム開発に対する支援継続を要望し、調査団はこれを日本に持ち帰り検討することをミニッツ添付文書に記載した。
(2) 機材供与	<ul style="list-style-type: none"> 2003年度にシステム開発しなかった商標分につきフォローアップ、必要と思慮。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記計画についてNOIP側と確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> NOIP側は商標のシステム開発に対する支援継続を要望し、調査団はこれを日本に持ち帰り検討することをミニッツ添付文書に記載した。

調査項目	現状及び問題点	対処方針	調査・協議結果
4 プロジェクト運営上の特記事項及び今後の課題等			
(1) NOIP手数料収入 *一般予算と手数料収入分(自己収入)の構成比は現時点で不明。2001年までは手数料収入からの支出は公にしていなかった模様。	<ul style="list-style-type: none"> NOIPには、特許出願・登録料等の自己収入があり、同収入に基づく政府予算から運営経費の大半が支出されている。ただし、国家政策として各行政機関の予算・財政状況を公文書として公表しておらず、事前調査団派遣当時の報告書によれば過去3年間平均で40万ドル/年とあり、またプロジェクト独自の調査では別添のとおり2001年は36万ドル、2002年は67万ドルと急増している。急増の理由は出願の増加によって職員を増員したことと、庁舎の改修を行ったため。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記について事実確認するとともに、今後の予算見込みに係る評価結果を基に、当プロジェクトにより技術移転したシステムのデータベースによる情報を販売する等、必要に応じ今後の自己収入に係る方策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> NOIPは手数料収入の20パーセント上限に自己予算に回すことができる。そのため正規職員以外にも、独自予算による契約職員が多数在籍する。商標が別組織に移管されていたなら収入も減り、職員の雇用にも影響を及ぼしていたと思われる。NOIPが引き続き商標を所管することが早期に正式決定され、本プロジェクトで導入されたIPASが商標も含めて活用され、情報基盤整備されていくことが情報販売も含め本プロジェクトの自立発展の鍵となる。今回の調査を通じてNOIP幹部、スタッフが誠実にプロジェクトに対応しており、安易なドナー依存がないことを確認し、且つ、受入機関としての日本との相互協力意識が高い組織であることも確認した。
(2) プロジェクトに対するNOIP側予算(カネ)	<ul style="list-style-type: none"> 2002年の実績は20,646ドル。内訳； 通 信 費 2,922ドル 事 務 費 2,727ドル スキャナ購入4,090ドル 消耗品トナー6,363ドル 磁気テープ 1,428ドル アルバイト 3,116ドル (データエンリ) 	<ul style="list-style-type: none"> 左記実績について現状を確認する。 NOIPの自助努力を評価したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 2002年の実績は318百万VND。内訳； 通 信 費 45百万VND 事 務 費 42百万VND スキャナ購入63百万VND 消耗品トナー98百万VND 磁気テープ 22百万VND アルバイト 48百万VND 上記ミニッツに添付した(Annex15-3参照)。
(3) プロジェクトに対するNOIP側予算(ヒト)	<ul style="list-style-type: none"> 2003年10月よりJICA費用で雇用していたプロジェクト実施のためのデータチェックスタッフは全員NOIP費用で雇用となった。 詳細； 2002年末まで； NOIP2名、JICA4名 2003年3月末まで； NOIP1名、JICA4名 2003年8月まで； NOIP2名、JICA3名 2003年9月まで； NOIP2名、JICA2名 2003年10月現在； NOIP4名、JICA0名 	<ul style="list-style-type: none"> 左記実績について確認する。 NOIPの自助努力を評価したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記実績について確認した。
(4) 周辺国に対するセミナー及び第三国研修の今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 周辺国に対するセミナーや第三国研修は実施していない。プロジェクトの直接活動ではないが、02年1月に「IP分野プロジェクト連携促進セミナー」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ見直しを行い、要すればミニッツに記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> NOIPの将来的な位置づけのみならず、アジア各国のニーズを把握するため第三国研修が有用であることを確認した(Annex13-1参照)。
(5) 合同調整委員会(JCC)	<ul style="list-style-type: none"> これまでに合計3回のJCCが開催されている。 	<ul style="list-style-type: none"> JCCメンバーについて変更がないことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記について、参加する各関係機関に変更がないことを確認した。
(6) 広報	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト側から機関紙、NOIPA (JICA/NOIP) 便りが計3回発行されているのに加え、NOIP側からも当該プロジェクト供与のシステムにより自動編纂した公報第1号(185号2003年8月分)が刊行され、186号の巻頭ではプロジェクトが紹介されるに至った。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの広報活動を確認すると共に、対外サービスの広報活動計画及び実績について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> より一層の広報活動の充実が望まれるところであるが、NOIPは積極的に情報発信しており、公報自動編纂も正確化、省力化に一役を担っている点確認した。

調査項目	現状及び問題点	対処方針	調査・協議結果
(7) 他	<p>1 教訓</p> <p>商標所掌に関しては政治的な理由から、移管、再所管のはこびとになったが、これは誰もが予期し得ない事象であった。プロジェクトの実施に当たって最も重要なのは政治的介入に影響されないことである。そしてそのような介入を防止するためにも相手国政府外務省／調整官庁との連携が重要であると思慮する。</p> <p>2 提言</p> <ul style="list-style-type: none"> 商標移管問題に例示されるのよう に個々のプロジェクトでは対処できない要因が、プロジェクトそのものの実績だけでなく、プロジェクトがもたらす広範囲の経済的インパクトに決定的な影響を与えることがある。今回商標移管問題が発生したが、特許、商標、意匠を別の機関で審査することが決定されていたらどのように対応していたか。事前調査の段階で個々のプロジェクトが受け入れられる最低限の条件と環境とを適確に定めておく必要があると思われる。 		<ul style="list-style-type: none"> これまでプロジェクトはいくつかの予期せぬ障害にぶつかった（建物外壁工事のためのLANの切断、サーバー室の緊急避難移転、商標移管問題など）。しかしその都度、日本側とベトナム側が一致協力して適切に対応し、現在まで活動は継続され、成果も出ている。これは日ごろから専門家とカウンターパートの間に信頼関係が醸成されていたことによるところが大きい。予期せぬ事態に迅速、適切に対応するにはカウンターパート・専門家の努力によるところが大きく、両者の信頼関係が構築されるよう日ごろから努力しておくことが重要である。 システム開発はカウンターパートと専門家だけでできるものでなく、ソフトウェアベンダーに外注する必要がある。今回、ベンダーの製品納品後のテスト・調整に予想以上の時間がかかり、リリース、実稼動が遅れたが、プロジェクト開始前に外注先ベンダーの能力を十分調査し、それをふまえたうえで開発計画（アプローチ、スケジュールを含む）を策定することが望ましい。

2-2 評価調査結果概要表

I. 案件の概要			
国名：ベトナム国	案件名：工業所有権業務近代化プロジェクト		
分野：工業一般	援助形態：技術協力プロジェクト		
所轄部署：鉱工業開発協力第一課			
協力期間	(R/D) 2000年4月～2004年3月	先方関係機関 知的所有権庁 (NOIP)	
	(延長) 2004年4月～2004年6月	日本側協力機関 独立行政法人国際協力機構	
	(F/U)	他の協力機関 経済産業省特許庁	
	(E/N) (無償)		
1. 協力の背景と概要			
<p>越国における産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願数が年々増加の一途をたどり、紙ベースの手作業では出願事務処理が追いつかず、書類の紛失、誤記、事務処理進捗状況が把握できない、処理時間が長い、照会に対して適切な対応ができない等の問題が生じていた。そこで、産業財産権の出願受付から審査、発送、登録、公報発行までの一連の事務を的確かつ透明性を増して迅速に処理するためのコンピューターシステム（Industrial Property Administration System: IPAS）を新たに開発・維持管理し、これを工業所有権庁（NOIP）の通常業務において活用し出願事務処理の能率を向上するための技術協力を行うこととなった。</p>			
2. 協力内容			
(1) 上位目標			
NOIP がより迅速かつ的確に産業財産権を付与できるようになる。			
(2) プロジェクト目標			
NOIP の出願事務処理能率が向上する。			
(3) 成果（アウトプット）			
プロジェクト・マネジメント・ユニット（PMU）の設置・強化、必要な機器の設置・維持管理、業務分析能力の強化、IPAS のデザインとインストールを行う能力の強化、IPAS の運用・管理を行う能力の強化、IPAS の日常業務での円滑な活用。			
(4) 投入（終了時評価調査時点）			
日本側：			
長期専門家派遣	8名	機材供与	1,355,910 米ドル（2003年度は見込）
ローカルコスト負担	130,800 米ドル（2003年度は見込）		
短期専門家派遣	14名	研修員受入	15名
相手国側：			
カウンターパート配置	15名（データチェックスタッフ4名を外数とする）		
機材購入/ローカルコスト負担	1,555,100,000 ベトナムドン（2003年度は見込）		
土地・施設提供	執務室・建屋・サーバールーム		
その他	自家発電機等		

II. 評価調査団の概要		
調査者	小嶋 良輔 JICA 鉦工業開発協力部鉦工業開発協力第一課 園 充 経済産業省特許庁審査業務部情報システム課 山崎 亨 経済産業省特許庁総務部国際課 岡崎 輝雄 JICA 鉦工業開発協力部鉦工業開発協力第一課 安楽 究 コンサルタント（朝日監査法人）	
調査期間	2003 平成 15 年 11 月 17 日～12 月 4 日	評価種類：終了時評価
III. 評価結果の概要		
1. 評価結果の要約		
(1) 妥当性		
ベトナム国の「10 ヶ年社会経済開発戦略 2001～2010」「5 ヶ年社会経済開発計画 2001～2005」、我が国の「知的財産戦略」、「知的財産基本法」、日越政策協議合意の優先分野及び JICA 国別事業実施計画に照らして妥当。NOIP はベトナム国における知的財産行政の実施機関でありターゲットとして適切。		
(2) 有効性		
成果は概ね発現し、商標の V4 システム（公報リスト、抹消・移転、統計）を除いて当初のプロジェクト目標（IPAS を通じた事務処理の標準化、透明化及び情報入手の容易化）はプロジェクト終了までに達成される見込みである。上位目標である知的財産権利付与の増加、迅速化に寄与する環境は整いつつある。		
(3) 効率性		
専門家派遣、供与機材、研修員受け入れ、カウンターパートの配置、施設・備品、予算の質、量、タイミングは特段問題なかった。IPAS のプログラミングは現地企業に委託されたが、越国の外注先の品質管理が日本に比較して不十分で納品後のテスト・調整に時間がかかり、リリース（実稼動）が当初予定より遅れた。		
(4) インパクト		
IPAS は NOIP の日常の事務処理に使用されており、今では必要不可欠なものになっている。出願案件情報の提供、事務処理状況の把握、事務処理手続きの標準化、誤記の解消など正のインパクトが出ている。国際機関の標準に準拠した拡張性のある事務処理システムが整備され、国際的な知的財産管理との調和化を促進することが見込まれる。負のインパクトは見当たらない。		
(5) 自立発展性		
経済政策、国際条約加盟の状況から見て政策・制度の阻害要因は見当たらない。人員・予算の増、職員平均年齢の若さ、内部留保できる手数料収入の規模、IT 課設置の構想などから見て組織・財政面の阻害要因は見当たらない。専門家からの技術移転、NOIP の IPAS システム著作権所有などから見て技術面の阻害要因は見当たらない。		

2. 効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容に関すること

本プロジェクトの協力内容に対する越国内外の高いニーズ、適切なターゲットグループの選定及び科学技術省（MOST）等の関連機関の十分な理解と協力体制。

(2) 実施プロセスに関すること

日頃の技術移転の過程で、専門家とカウンターパートの間に信頼関係が醸成されていたこと。

3. 問題点及び問題を惹起した要因

(1) 計画内容に関すること

越国による商標権業務所掌変更の問題により当初計画の商標部分のシステム開発の技術移転を停止せざるを得なかったこと。

(2) 実施プロセスに関すること

越国の外注先の品質管理が日本に比較して不十分であったこと及び NOIP の建物外壁工事のため LAN の改修を行う必要が生じたこと。

4. 結 論

プロジェクト目標は概ね達成される見込みである。しかしながら、先方政府の事情により一部商標システムの開発、リリースが遅れ、現在の協力期間中に完了することは不可能であり、100%達成することはできない。また、一部のカウンターパートは商標に関する技術移転の目標を完全には達成できない。

5. 提 言

(1) NOIP は商標業務を再開し、残るサブシステム開発と技術移転について日本側の協力を要請している。右は現在の協力期間内で完了するものでなく、日本側において、当初予定どおりの期限で協力を終了するか、協力を延長して対応するのか早急に決定する必要がある。ベトナム側は商標の所管に関する政令の改正がなされた時には可及的速やかに日本側へ連絡することが求められる。

(2) ベトナム国では商標の出願が急増（年間約1万件、特許は年間約千数百件）しており、模倣品対策のためには商標を含めた総合的事務処理システムの構築が必要不可欠である。IPAS から商標サブシステム(V4: 公報リスト、抹消・移転、統計)を除外することは、一貫性があり迅速な事務処理と将来検索や情報サービスの新たなシステムを追加することの障害になるので不合理である。IPAS は特許、実用新案、意匠、商標の4つについて同じ V4 レベルまで完成させることが重要である。

(3) NOIP が将来外部へインターネットを含む情報発信を行うようにしていくためには IPAS のデータベースをベトナム語だけでなく英語でも作成していくことが必要である。

6. 教 訓

(1) これまでプロジェクトはいくつかの予期せぬ障害にぶつかった（建物外壁工事のため LAN の一時移設、商標移管問題など）が日本側とベトナム側が一致協力して早期に対応し大事に至らず現在まで活動は継続され、成果が出ている。これは日ごろから専門家とカウンターパートの間に信頼関係が醸成されていたことによるところが大きい。予期せぬ事態に迅速かつ適切に対応する場合には本来カウンターパートの自助努力によるところが大きい。いざという時に先方の自助努力を引き出すためにも専門家とカウンターパートの信頼関係が構築されるよう日ごろから努力しておくことが重要である。

- (2) システム開発はカウンターパートと専門家だけでできるものでなく、現地民間企業（ソフトウェアベンダー）に委託する必要がある。本プロジェクトの場合、越国の外注先の品質管理が日本に比較して不十分で納品後のテスト・調整に予想以上の時間がかかり、リリース、実稼動が遅れた。プロジェクト開始前に現地の外注先企業の能力を十分調査し、それをふまえたうえで開発計画（アプローチ、スケジュールを含む）を策定しておくことが望ましい。
- (3) 本プロジェクトの場合、新規のプログラムを開発、リリースする場合に併せて以前にリリース済みのプログラムのテスト・調整も必要となり、その分リリースまで余計に時間がかかった。このような事態を回避するためには、プログラムを分けて開発することが望ましい。

第3章 評価の方法

3-1 評価設問と必要なデータ・評価指標

本調査において、本プロジェクトの妥当性や価値をできるだけ合理的・客観的に判断できるよう、どのように評価を実施するのが適切であるのか、評価のデザインの策定を行った。評価デザインのステップとしては、①評価設問を決める、②判断基準や判断方法を選択する、③必要なデータと情報源を決める、④情報収集方法を選択する、⑤評価グリッドに取り纏める、という手順を採用した。

3-2 評価グリッド

評価グリッドとは、評価調査項目ごとに、調査方法、情報源を記載したものである。

評価設問と必要なデータ、情報源、データ収集方法は、次ページ記載の評価グリッドの通り。

評価グリッド

評価 5項目	評価設問		判断基準・ 方法	必要なデータ	情報源	データ収集 方法	調査状況及び確認された内容 (4-3 5項目評価結果詳細参照)
	大項目	小項目					
妥 当 性	プロジェクトが 目指す効果 は、越国の国家 政策に合致して いるか。		団内協議	越国の国家政 策におけるプロ ジェクトの位置 付けと内容・意 義 関係者の意見	事前・中間評 価報告書、中・ 長期開発計画 等 専門家、出願 代理人、C/P 外注先等	資料レビュー インタビュー	過去の調査報告書、10カ年社会経済開発戦略(2001-2010) 5カ年社会経済開発計画(2001-2005)等のレビューや関係者に対する インタビュー、2005年のWTO加盟に向けての越国の準備の状況等を 勘案して、団内で協議を行った結果プロジェクトが目指す効果は、越国 の国家政策に合致していることが確認された。
	ターゲットグル ープの選定・ 技術移転方法 は妥当であっ たか。	NOIPの協力 内容に対する ニーズは高い か。	団内協議	関係者の意見	同上	資料レビュー インタビュー	越国出願人が所有すべき知的財産権の先進諸外国による権利化や氾 濫する模倣品等に対応する必要性が高く、越国唯一の特許庁である NOIPの迅速・透明かつ公平・的確な権利付与能力の整備が急務とされ ていることが、関係者に対するインタビュー及び関連資料のレビューに より確認された。
		C/Pに対する 技術移転の手 段は適切か。	団内協議	関係者の意見	同上 及び モニタリング資料	資料レビュー インタビュー	アウトプットの達成のために、PDMに明示されている同指標に従って、 専門家の親身の指導のもと日々のOJTやセミナーを通じて地道に技術 移転が行われてきたこと、C/Pの技術力が各人ごとに詳細にモニタリ ングされていること、C/Pの自己評価で技術移転状況を専門家にフィード バックする工夫がなされていること等が、関連資料のレビュー及びC/P・ 専門家等に対するインタビューで確認された。
	日本の援助政 策に合致して おり、プロジェ クトのアプロ ーチは妥当であ ったか。	援助重点課題 等との関連性 はあるか。	団内協議	関係者の意見	同上 及び 知的財産戦略 大綱他	資料レビュー インタビュー	2002年7月の我が国知的財産戦略会議による知的財産戦略大綱及び その後の国際的な知的財産制度の調和と協力の促進の状況、2002年 7月施行の知的財産基本法第17条及び関係者に対するインタビュー 結果等を勘案して、団内で協議を行った結果、日本政府の援助政策に 合致するものであることが確認された。
		国別事業計画 との関連性は あるか。	団内協議	関係者の意見	同上 及び 国別事業実施 計画他	資料レビュー インタビュー	2001年の日越経済協力政策協議、平成15年度JICA国別事業実施計 画及び越国WTO加盟交渉支援等を勘案して団内で協議を行った結 果、国別事業計画に合致するものであることが確認された。
	日本の技術に 比較優位性は あるか。		団内協議	関係者の意見	同上	資料レビュー インタビュー	日本国特許庁の特許出願事務処理の電子化の状況を、団内で協議 し、当該技術の比較優位性を確認した。

評価 5項目	評価設問		判断基準・ 方法	必要なデータ	情報源	データ収集 方法	調査状況及び確認された内容 (4-3 5項目評価結果詳細参照)
	大項目	小項目					
有効性	成果は達成されているか。	予定通り PMU が設置・強化されて活動を促進したか。	成果0の指標は達成されたか。	関係者の意見 C/Pの働きぶり・協力関係	PDM C/P 配置図 組織図 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察	C/Pの配置図やNOIP組織図等のレビュー、関係者に対するインタビューに基づき、団内で協議を行った結果、PDMの指標0-1が達成されており、成果0が達成されていることが確認された。
		予定通り機器の設置・維持管理が適切に行われたか。阻害要因はなかったか。	成果1の指標は達成されたか。	機器の設置計画、設置状況、維持管理状況	PDM PDMの指標の入手手段に明示されている資料 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察	指標の入手手段に明示されている資料のレビュー、機器の設置管理状況の視察、関係者に対するインタビューに基づき、団内で協議を行った結果、PDMの成果1に関する全ての指標が概ね予定通り達成されており、成果1が達成されていることが確認された。なお、庁舎改修工事によりLANケーブルが切断されるといった阻害要因が検出された。
		予定通り業務分析を行う能力がついたか。阻害要因はなかったか。	成果2の指標は達成されたか。	業務分析の状況、フローチャートの作成状況と質、マスタープランと年間計画の作成状況と質	PDM PDMの指標の入手手段に明示されている資料 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察	PDMの指標の入手手段に明示されている資料のレビュー、業務状況の視察、関係者に対するインタビューに基づき、団内で協議を行った結果、PDMの成果2に関する全ての指標が概ね予定通り達成されており、成果2が十分に達成されていることが確認された。また、特に阻害要因は検出されなかった。
		IPASのデザインとインストールを行う能力がついたか。阻害要因はなかったか。	成果3の指標は達成されたか。	IPAS データベースの構築・利用状況、設計書の作成状況と質、リリースの状況	PDM PDMの指標の入手手段に明示されている資料 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察	PDMの指標の入手手段に明示されている資料のレビュー、業務状況の視察、関係者に対するインタビューに基づき、団内で協議を行った結果、指標 3-1 及び 3-3 は概ね予定通り達成されていることが確認された。しかし、外注先の品質管理や商標権業務所掌変更の阻害要因のために指標 3-2が予定通りに達成されず、成果3に達成されていない部分があることが確認された。
		IPASの運用・管理を行う能力がついたか。阻害要因はなかったか。	成果4の指標は達成されたか。	オペレーターマニュアルの作成状況と質、オペレーターの教育状況・能力、ヘルプデスクの整備運用状況	PDM PDMの指標の入手手段に明示されている資料 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察	PDMの指標の入手手段に明示されている資料のレビュー、業務状況の視察、関係者に対するインタビューに基づき、団内で協議を行った結果、指標4-1 及び4-3 は概ね予定通り達成されていることが確認された。しかし、外注先の品質管理能力の不足や商標権業務所掌変更の阻害要因のために指標4-2及び4-4が予定通りに達成されず、成果4に達成されていない部分があることが確認された。

	IPAS は日常業務で円滑に使用されるようになったか。阻害要因はなかったか。	成果5の指標は達成されたか。	エンドユーザーマニュアルの作成状況と質、エンドユーザーの教育状況・能力、IPAS のリリースと業務での利用の状況	PDM PDM の指標の入手手段に明示されている資料 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察	PDM の指標の入手手段に明示されている資料のレビュー、業務状況の視察、関係者に対するインタビューに基づき、団内で協議を行った結果、指標5-1 は概ね予定通り達成されていることが確認された。しかし、外注先の品質管理や商標権業務所掌変更の阻害要因のために指標5-2が予定通りに達成されず、成果5に達成されていない部分があることが確認された。
プロジェクト目標は達成されているか。	予定通り IPAS の導入で出願処理業務の能率が向上したか。	プロジェクト目標の指標は達成されたか。	IPASのリリースと業務での利用の状況、実施前と実施後の比較	PDM PDM の指標の入手手段に明示されている資料 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察	PDM の指標の入手手段に明示されている資料のレビュー、業務状況の視察、関係者に対するインタビューに基づき、団内で協議を行った結果、指標1と2は概ね予定通り達成されていることが確認された。しかし、商標については、自動的に統計データを作成する機能、権利の抹消にかかるシステムについて、まだ整備されていない。
	プロジェクト目標の達成を阻害した要因はあるか。	指標は達成を阻んだ要因は何か。	成果3,4,5と同じ	同上	資料レビュー インタビュー 視察	PDM の指標の入手手段に明示されている資料のレビュー、業務状況の視察、関係者に対するインタビューに基づき、団内で協議を行った結果、庁舎改修工事による LAN ケーブルの切断、外注先の品質管理能力の不足、商標権業務所掌変更等の阻害要因が確認された。

評価 5項目	評価設問		判断基準・ 方法	必要なデータ	情報源	データ収集 方法	調査状況及び確認された内容 (4・3 5項目評価結果詳細参照)
	大項目	小項目					
効 率 性	達成された アウトプット から見て、 投入の質・ 量・タイミ ングは適切 であったか。	専門家派遣人 数、専門分野、派 遣時期は適切 か。	実績の部分 に関しては、 計画との比 較	派遣実績、専門 家の働きぶり、 関係者の意見	モニタリング資料 実績表 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー	関連資料のレビュー及び関係者へのインタビューにより、計画通り予定 された人数・レベルの専門家が、適時に適切な期間派遣され相応の効 果をあげたことが確認された。
		供与機材の種 類、量、設置時期 は適切か。		機材実績、利用 状況、関係者の 意見	モニタリング資料 実績表 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察	関連資料のレビュー及び関係者へのインタビューにより、計画通りに必 要最小限の品目・量の機材が適時に設置され適切に維持管理されて いることが確認された。
		研修員受け入れ 人数、分野、研修 内容、研修期間、 受け入れ時期は 適切か。		研修員受け入れ 実績、関係者の 意見	モニタリング資料 実績表 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー	関連資料のレビュー及び関係者へのインタビューにより、研修員受け入 れ人数、分野、研修内容、研修期間については適切であったが、時期 について同一人物が異なる時期に研修を受けた例が確認された。全体 としては概ね適切である。
		C/Pの人数、配置 状況、能力は適 切か。		C/Pの配置状 況、関係者の意 見	モニタリング資料 実績表 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察	関連資料のレビュー及び関係者へのインタビューにより、C/Pの人数、 配置状況、能力について特に問題はなく、適切であることが確認され た。
		建物・施設の質、 規模、利便性に 問題はないか。プ ロジェクトの予算 は適正規模か。		現状視察、 類似案件と の比較	建物・施設の現 状と配置状況、 越側のコスト負 担実績、関係者 の意見	モニタリング資料 実績表 年間予算書 建物・施設の 配置図 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー 視察
	類似プロジ ェクトと比較 して妥当性 なコストか。	総投入コストは妥 当か。	類似案件と の比較	総コスト実績、関 係者の意見	JICA 報告書 専門家、C/P	資料レビュー インタビュー	類似案件との比較により、総投入コストに特に問題はなく、妥当であるこ とが確認された。
		外注コストは妥当 か。	類似案件と の比較	外注コスト実績、 関係者の意見	JICA 報告書 外注先、専門 家、C/P	資料レビュー インタビュー	関連資料のレビュー及び関係者へのインタビューにより、外注コストは 妥当であることが確認された。
	効率性を阻 害した要因 はあるか。		団内協議	関係者の意見	モニタリング資料 専門家、C/P 外注先等	資料レビュー インタビュー視 察	関連資料のレビュー及び関係者へのインタビューにより、事前に外注先 の品質管理能力を十分に把握できず、納品後のテストに時間がかかりリ リースが遅れたため、効率性を阻害する要因となったことが確認された。

評価 5項目	評価設問		判断基準・ 方法	必要なデータ	情報源	データ収集 方法	調査状況及び確認された内容 (4-3 5項目評価結果詳細参照)
	大項目	小項目					
イ ン パ ク ト	上位目標 は達成され る見込み か。	上位目標の指標1 (出願処理件数の 増加)は達成され る見込みか。	実施前、実 施後の比 較。他の項 目の調査過 程で判明し た事実。	IPASで出力され た数値・統計デ ータ 関係者の意見 PDM	IPAS 出願代理人 専門家 C/P IPAS使用者 外注先等	IPASからの出力 及びIPASの画 面 インタビュー IPASの使用状 況の視察	実施後、出願処理件数は IPAS で正確かつ迅速に把握で可能となり、出願代理人に対するインタビューで相応の効果が既に発現していることが確認された。現在は出願(需要)に処理(供給)が追いつかない状況であり、PDM の外部条件がクリアされるならば、強化された事務処理能率とあいまって、将来的に NOIP の出願処理能率が飛躍的に向上し、より迅速かつ的確に産業財産権利を付与できるようになる。これにより供給能力が需要に追いつくために、結果として産業財産権の付与件数が増加すると見込まれる。さらに、日越共同イニシアティブの内容を検討(第4章具体的対応策(13)(21)(32))したところ外部条件がクリアされる可能性は高く、上位目標は達成される見込みである。
		上位目標の指標2 (IP出願処理時間 /期間の短縮)は 達成される見込み か。	同上	関係者の意見 PDM	同上	同上	
	その他の波 及効果はあ るか。	その他の予想され た/されなかった正 のインパクトは発 現したか。	同上	関係者の意見	出願代理人 専門家 C/P IPAS使用者 外注先等	インタビュー	関係者のインタビューに基づき、団内で協議した結果、予想された正のインパクトとして、IP 関連情報の電子的提供の基盤づくりと模造品対策への寄与が挙げられた。また、予想されなかった正のインパクトとして、他の省庁におけるIT化・電子政府化の流れを促進する可能性が挙げられた。
		その他の予想され た/されなかった負 のインパクトは発 現したか。	同上	関係者の意見	同上	インタビュー	負のインパクトの発現は、検出されなかった。
	インパクトの 発現に対 するプロジ ェクトの貢 献度は高 いか。	予想された正のイ ンパクト発現にど の程度貢献した か。	同上	関係者の意見	同上	インタビュー	関係者のインタビューに基づき、団内で協議した結果、上記の予想された正のインパクトと本プロジェクトの強い関連性が確認された。よって、インパクトの発現に対するプロジェクトの貢献度は高い。
		予想されなかった正 のインパクトの発 現にどの程度貢 献したか。	同上	関係者の意見	同上	インタビュー	関係者のインタビューに基づき、団内で協議した結果、上記の予想されなかった正のインパクトは、まさに本プロジェクトによって直接生じたものであることが確認された。

評価 5項目	評価設問		判断基準・ 方法	必要なデータ	情報源	データ収集 方法	調査状況及び確認された内容 (4-3 5項目評価結果詳細参照)
	大項目	小項目					
自立 発展 性	政策・制度面 からみて自立 発展性 は高いか。阻 害要因はない か。	関連規制、法 制度は整備さ れており、政策 支援は協力終 了後も継続す るか。	実施前、実施 後の比較、他 の項目の調 査過程で判 明した事実、 団内協議他	越国の国家政 策におけるプロ ジェクトの位置 付けと内容・意 義、 関係者の意見	事前・中間評 価報告書、中・ 長期開発計画 等 専門家、出願 代理人、C/P 外注先等	資料レビュー インタビュー	過去の調査報告書、10カ年社会経済開発戦略(2001-2010) 5カ年社会経済開発計画(2001-2005)等のレビューや関係者に対する インタビュー、2005年のWTO加盟に向けての越国の準備の状況等を 勘案して、団内で協議を行った結果プロジェクトが目指す効果は、越国 の国家政策に合致していることが確認された。
		越国の貿易自 由化や国内産 業保護等の重 要な政策に影 響を及ぼす可 能性はない か。	同上	同上	ジェトロ、 世界銀行等の 関連文献 ジェトロ 専門家 外注先等	資料レビュー インタビュー	関連文献のレビューや関係者に対するインタビュー等を勘案して団内 で協議を行った結果、プロジェクトが目指す効果は越国の貿易自由化 政策に合致しており、特に重要な阻害要因は見当たらないことが確認され た。なお、貿易自由化政策と国内産業保護のジレンマの問題について は、本プロジェクトに限らず、貿易自由化政策全体の問題であり本プロ ジェクトの阻害要因となるとは考えられない。
	組織・財政面 からみて自立 発展性 は高いか。阻 害要因はない か。	プロジェクト終 了後も、越国 の予算措置は 十分に講じら れる見込み か。	同上	越国の財政状 況、予算措置の 現状と見通し、 関係者の意見	ジェトロ、 世界銀行等の 関連文献 NOIP 予算 科学技術省 ジェトロ 専門家	資料レビュー インタビュー	関連文献のレビューや関係者に対するインタビュー等を勘案して団内 で協議を行った結果、越国の財政状態、NOIPの自己収入、科学技術 省の優先順位の高さ等から判断して、プロジェクト終了後も越国の予算 措置は十分に講じられる見込みであることが確認された。財政面におい て格別の阻害要因は認められない。
		プロジェクト終 了後も、効果 をあげていくた めの活動を実 施できる組織 能力はある か。	同上	関係者の意見	モニタリング資料 専門家、C/P 外注先等	資料レビュー インタビュー 視察	関連文献のレビューや関係者に対するインタビュー等を勘案して団内 で協議を行った結果、職員の年齢構成や給与水準、職員増員計画、 PMUのIT課への発展的解消、高いオーナーシップ等から判断して十分 な組織能力が存在していることが確認された。組織面において格別の 阻害要因は認められない。

<p>技術面からみて自立発展性は高いか。阻害要因はないか。</p>		<p>同上</p>	<p>C/P の技術レベル、設計書等の保管状況、緊急事態の対応策、コピーライト管理状況、関係者の意見</p>	<p>モニタリング資料 専門家、C/P 外注先等</p>	<p>資料レビュー インタビュー 視察</p>	<p>関連文献のレビューや関係者に対するインタビュー等を勘案して団内で協議を行った結果、システム開発の十分な技術移転の状況、設計書・仕様書等の適切な保管状況、自家発電機による停電対策や等から判断して、自立発展性が高いことが確認された。また、プログラムのコピーライトも NOIP が所有することが確認された。しかし、一部の機能についてリリースが遅れシステム運用・維持管理の技術移転が当初の目標には到達していない。</p>
<p>社会・文化・環境面からみて自立発展性を阻害する要因はないか。</p>				<p>ジェトロ、 世界銀行等の 関連文献 ジェトロ、専門 家、外注先等</p>	<p>資料レビュー インタビュー</p>	<p>関連文献のレビューや関係者に対するインタビュー等を勘案して団内で協議を行った結果、特に、自立発展性を阻害する要因は検出されなかった。</p>

第4章 評価結果

4-1 5項目評価結果概要

4-1-1 妥当性

越国において、産業財産権の出願が年々増加の一途をたどっており、産業の発展・工業化の進展と共に、経済活動の基盤とも言える産業財産権保護の重要性が高まっている。2001年のベトナム共産党第9回党大会でも、工業所有権を含む知的所有権に係る活動を強化する点が強調されて、「10カ年社会経済開発戦略 2001-2010」及び「5カ年社会経済開発計画 2001-2005」に盛り込まれており、かつ、2005年のWTO加盟の条件として知的所有権の迅速・透明かつ公平・的確な権利付与等、適切な行政が求められている。また、越国唯一の知的財産行政の実施機関であるNOIPはターゲットグループとして最適であり、さらに、我が国の「知的財産戦略」、「知的財産基本法」、日越政策協議合意の優先分野及びJICA国別事業実施計画に照らして本プロジェクトの高い妥当性が確認された。

4-1-2 有効性

本プロジェクトにより出願事務処理が必ずIPASを介して行われるようになり、その進捗状況がNOIP関係者で共有され、業務管理、データ加工・編集に活用できるようになった。技術移転に一部遅れが生じたものの、現在ではIPASがNOIP関係職員にとって日常業務上必要不可欠なものとなっており、当初のプロジェクト目標（IPASを通じた事務処理の標準化、透明化及び情報入手の容易化）はプロジェクト終了までにほぼ達成される見込みである。但し、越国における委託先企業の品質管理能力が日本に比較して不足していること及び商標権業務所掌変更の問題等の阻害要因により、技術移転に遅れが生じ当初予定されていた商標の一部の機能（抹消・移転、統計）についてプロジェクト終了までに技術移転が完了せず、今後の課題となっていることが確認された。

4-1-3 効率性

専門家派遣、供与機材、研修員受け入れ、カウンターパートの配置、施設・備品、予算の質、量、タイミングについては特段問題なく効率的な投入が行われた。但し、現地企業に委託されたIPASのプログラミングについては、当該企業の品質管理が不十分で納品後のテスト・調整に時間がかかり、リリース（実稼動）が当初予定より遅れて効率性をある程度阻害したことが確認された。しかし、投入全体としては、達成されたアウトプットを勘案して、類似プロジェクト

との総投入コスト及び外注コストを比較した結果、質・量・タイミングが概ね適切であり、効率的な投入が行われたことが確認された。

4-1-4 インパクト

IPAS は NOIP の日常の事務処理に必要不可欠なものとして十分に活用されており、事務処理手続きの標準化、出願案件情報の提供、事務処理状況の把握、誤記の解消などの正のインパクトが確認された。さらに、国際機関の標準に準拠した拡張性のある事務処理システムが整備され国際的な知的財産管理との調和化を促進することが見込まれており、上位目標である知的財産権利付与の増加、迅速化に寄与する環境は整いつつあり、予想された正のインパクトが概ね発現していることが確認された。さらに、予想されなかった正のインパクトとして、本プロジェクトにより NOIP が越国政府で最も早く IT 化された省庁となったが、本プロジェクトの成功が越国政府の電子政府化構想に従った他省庁の IT 化の流れを促進する可能性があることが指摘された。なお、負のインパクトの発現は、特に検出されなかった。

4-1-5 自立発展性

政策・制度面からみて、「10 力年社会経済開発戦略 2001-2010」及び「5 力年社会経済開発計画 2001-2005」の内容、越国民法での特許制度の確立、2002 年 5 月の「総合的貧困削減及び成長戦略」、パリ条約・マドリッド協定・WIPO 等の加盟で越国の知的財産に関する運用が制度的に国際標準に準拠していること等を勘案すると、本プロジェクトの関連規制・法制度は整備されており、さらに越国の貿易自由化の流れにも整合しているため、政策支援は協力終了後も継続する見込みであり、特段の阻害要因は認められない。また、財政・組織面からみても、越国の安定した経済成長、IT の国策上高い優先順位、科学技術省の支援状況、NOIP の内部留保できる手数料収入の規模、過去及び将来の予算措置、人員増加の状況、職員平均年齢の若さ・勤勉さ、安易なドナー依存のない高いオーナーシップ等を勘案すると、プロジェクト終了後も、越国の予算措置は十分に講じられる見込みであり、組織面においても特に阻害要因は認められない。さらに、技術面からみても、システムの開発管理に対するノウハウの十分な技術移転の状況、必要な設計書・仕様書等の保管・管理状況、自家発電機による停電対策、NOIP の IPAS システム著作権所有等を勘案すると、一部の機能のリリースが遅れたことによる技術移転の遅れはあるものの、その他の機能については当初の目的を十分に達成しており自立発展性は高い。なお、社会・文化・環境面からみて、自立発展性を阻害する要因は特に検出されなかった。

4-2 阻害・貢献要因の総合的検証

4-2-1 計画内容に関するもの

本プロジェクトは、技術移転のみならず実施機関の事務処理で使用されるシステム自体を開発・運用しながら効果を生みだしていくことに重要なポイントがある。本プロジェクトは、委託先（開発）メーカーによりハードウェア・ソフトウェアが導入される所謂外注開発型の形態をとり実施されている。委託先の選定に当たってはプロジェクト終了後（運用開始後）のシステムの保守性を考慮して、現地の企業を選定することとしている。その際には、委託先メーカーの破綻可能性（財務状態の把握）および開発のための技術力ならびに人的資源を充分有しているか等を検証しなければならないものと思量する。プロジェクト途中において委託先メーカーが破綻、又は、発注内容を完遂することができない等のリスクを事前に検証することはプロジェクトの成否を左右する重要な要素の一つとなる。本プロジェクトでは、実施過程での問題として納品されたプログラム品質が悪い結果、予想以上にテスト・調整期間に時間を要したことがあげられるが、計画段階、特にプロジェクトの実施前、委託先選定段階に於いて委託先メーカーの総合的技術審査を行い、その結果を計画に反映することが必要だったのではないかと思量する。

しかしながら、本プロジェクトは開始後間もなく、この事実に気づき様々な対策を実施している。例えば委託先メーカーの開発体制へも積極的に提言を行い、また提言を受けた委託先も改善に努力しておりプログラム品質に関する状況は改善されつつある。また、カウンターパートとも一体となり、かかる状況や問題点をシェアし技術指導の一つであるプログラムテスト等を密に行いプログラム品質向上に貢献しており、改善対策を早期に実施した点やカウンターパートと一体となった状況シェア・品質向上対策はプロジェクト計画を推進するのみならずカウンターパートの資質向上にも大いに貢献した点として上げられる。

4-2-2 実施プロセスに関するもの

本プロジェクトでは、外壁改修工事について実施機関より事前通告があったものの工事内容の誤認によりLANケーブルが切断される事故が生じた。実施機関およびプロジェクトでは、即座に仮LANを施設し長期のシステム停止には至らなかったもののLANの再構築検討や工事業者の入札等が新たな追加作業となり計画の進捗よくに影響を及ぼした。

しかしながら、実施機関は、この状況に対しプロジェクトに謝罪するとともに自らの責任としてLAN再構築にかかる費用を全額負担し、積極的にプロジェクトと協力しながら対策を行った結果、影響を最小限にとどめることが出来た。このような実施機関側の積極的な姿勢は、問題を迅速に解決していく上で不可欠なものであり、常日頃より実施機関とプロジェクトの間に強い信頼関係がなければ不測の事態での積極的相互協力は成り立たないものと思量する。この信頼関係

は、問題解決のみならずプロジェクト計画を推進する上で大いに貢献しているものと思量する。

4-2-3 商標移管問題に関するもの

本プロジェクトでは、商標所掌に関しては政治的な理由から、移管、再所管のはこびとなったが、これは誰もが予期し得ない事態であった。プロジェクトの実施に当たって最も重要なのは政治的介入に影響されないことである。そしてそのような介入を防止するためにも相手国政府外務省／調整官庁との連携が重要である。

第7章に商標所掌を巡る政府決定とプロジェクトの対応経緯を纏めた。

商標移管問題が生じてからのプロジェクトの対応は迅速であったと認められる。日本側は6月27日に日本大使館より、首相府・計画投資省・科学技術省に口上書発出し、①プロジェクトへの悪影響を懸念。必要な措置の通報を求め、②商標業務の混乱を懸念。統一的・効率的な知的所有権行政の回復を求める。といった点を明確にし、大使館の協力もあって、早くから商標移管に対する懸念を公式に表明し、プロジェクト自体も7月8日のMOIPAプロジェクト第3回JCCにおいて、①NOIPにおける商標業務の変更を受けて、プロジェクト計画について、IPAS（工業所有権事務処理システム）V3（2002年度開発システム）は、商標関連機能を含めて実務運用レベルまで完成させるが、商標関連の優先度は低い点。IPASデータベースへのデータ蓄積は商標を含めて継続する点。IPAS V4（2003年度開発システム）は商標関連機能を除いて開発する点、決定している。

このような対応振りは、プロジェクトリーダーを中心とした日本側の、実施機関関係者に対する日ごろの真摯な態度（信頼関係）からなされたものであり、これに答える形でベトナム側、特に長官やC/Pを中心としたNOIP関係者も商標移管問題を解決するために相当努力した。結果的に、第7章に記載されるように商標移管問題は1月16日の改正政令の首相署名をもって解決されたが、このような問題発生から解決といった経緯をたどったのには、客観的に見れば主に次のような理由があると考えられる。

（ア）商標移管の希望は、もともと商標を所管していたNOIP側から最初にあったのではなく、省庁再編の過程でNOIPの把握しないところでなされた動きであり、ベトナム政府はプロジェクトの進行や実際に商標を移管した場合に内外の出願人にどのような行政上の問題が生じるのか、社会的な受容の確認を十分に行っていなかった。

（イ）前記商標移管を決定する際に、商標管轄に対する首相府、NOIP・MOST、商業省、MPIの共通認識の形成が十分ではなかった。

（ウ）商標移管問題が発生した後は、商標移管問題がプロジェクト完遂や今後の適切な知的財産行政執行のために障害となることが共通認識として十分形成された。

（エ）プロジェクト調整員やプロジェクトリーダーを中心とした日本側はJCC等で商標の技術協力を一部中止する等、適切な方策を採った。

また、今後同種の事態が発生することの無い様、JICA としては今後、以下の点に留意する必要がある。

(ア) 移転した技術が十分に活用されるための先方国の社会的な条件の確認を十分に行い、積極的にアピールする。

(イ) プロジェクト開始前までに、相手国と事業の目標、課題を解決するための手段、実施条件要件等につき十分な共通認識を持つこと。

(ウ) プロジェクト実施中においては、前記共通認識がなされていないことが判明した際には、共通認識を形成するように適切な方策を採ること。

(エ) 技術協力する条件が整っていることを確認して技術協力を行うこと。

商標移管問題に例示されるように個々のプロジェクトでは対処できない要因が、プロジェクトそのものの実績だけでなく、プロジェクトがもたらす広範囲の経済的インパクトに決定的な影響を与えることがある。今回商標移管問題が発生したが、特許、商標、意匠を別の機関で審査することが決定されていたらどのように対応していたか。事前調査の段階で個々のプロジェクトが受け入れられる最低限の条件と環境とを適確に定めておく必要があると思われる。これまでプロジェクトはいくつかの予期せぬ障害にぶつかった（4-2-1、4-2-2に記載されるような建物外壁工事のための LAN の切断、サーバー室の緊急避難移転、そしてこの商標移管問題など）。しかしその都度、日本側とベトナム側が一致協力して適切に対応し、現在まで活動は継続され、成果も出ている。これは日ごろから日本側とベトナム側の間に信頼関係が醸成されていたことによるところが大きい。予期せぬ事態に迅速、適切に対応するには日・越双方の協力・努力によるところが大きく、本プロジェクトのように両者の信頼関係が構築されるよう日ごろから努力しておくことが重要であるとあらためて痛感する。

なお、商標所掌を巡る政府決定と MOIPA プロジェクトの対応経緯については、プロジェクトが下記の通り、纏めている。

1. 経緯（MOST/NOIP から商標行政が他機関へ移管されるまで）

(1) 4月16日：常任委員会（首相、副首相、関係大臣他出席）で、IP 関連政府機関の所掌決定。

①MOST(NOIP)；情報文化省（MIC）より「化学・ソフト・技術にかかる著作権」を移管し、商標を除く工業所有権と合わせて「知的所有権（商標、および芸術・文化を除く）」を所掌。

②商業省（MOT）；MOST（NOIP）の所掌する工業所有権のうち、「商標」を所掌。

③MIC；著作権局は引き続き、「芸術・文化」にかかる業務を所掌。

(2) 5月19日：政令第54/2003/ND-CPの制定

①科学技術省（MOST）の所掌業務を定めるものであり、商標行政を除くと規定。

(3) 6月6日：官報第48号で「政令第54/2003/ND-CP」掲載

①政令の発効は6月21日から（官報掲載15日後）

(4) 6月20日：首相府 Vice Chairman 名で MOST、MOT、MOI に対し対応指示

①MOT への商標業務移管が完了するまで、MOST(NOIP)が引き続き、法の定めに沿って商標の受付・処理を行う。

②MOST 及び MOT は MOI（内務省）を交えて、6月中に、MOST から MOT への商標業務移管のために必要な準備を行う。

（5）6月21日：政令第54/2003/ND-CP 発効

①NOIP は「知的所有権庁;National Office of Intellectual Property」となる。

②商標業務は上記④の内容が副首相の「意向」とされていること。MOT の商標所掌の公式決定が無い状態であることなどから、法的根拠・効力に疑問があるとし、以下の対応をとる。

・NOIP は出願等の受理は行うが、公式な審査判定や通知・権利認定・更新は行わない。

（6）6月27日：日本大使館より、首相府・計画投資省・科学技術省に口上書発出。

①プロジェクトへの悪影響を懸念。必要な措置の通報を求める。

②商標業務の混乱を懸念。統一的・効率的な知的所有権行政の回復を求める。

（7）7月8日：MOIPA プロジェクト第3回 JCC

①NOIP における商標業務の変更を受けて、今後のプロジェクト計画について以下を確認。

・IPAS（工業所有権事務処理システム）V3（2002年度開発システム）は、商標関連機能を含めて実務運用レベルまで完成させる。但し、商標関連の優先度は低い。

・IPAS データベースへのデータ蓄積は商標を含めて継続する。

・IPAS V4（2003年度開発システム）は商標関連機能を除いて開発する。

（8）7月9日：首相府長官大臣名で、日本大使館からの口上書に対する回答。

①MOT に商標業務が移管されるまで MOST（NOIP）で商標権の受け付け・処理業務を継続するよう指示済みであり混乱は生じていない。

②商標業務の調整は MOIPA プロジェクト実施への障害にはならない。

また、MOST/NOIP へ商標が再移管するまでの経緯については、下記の通りである。

（1）9月10日：国会「科学技術・環境委員会」委員長名で、国会常任委員会・科学技術省・首相府宛に、「知的所有権の管理機関にかかる提言書」提出。

①「政令54/2003/ND-CP19」による知的所有権所管の変更は不相当であり、知的所有権の管理機関を従来どおりに戻すこと。その政令を早期に制定すること。

（2）9月30日：常任委員会で、首相が商標を MOST/NOIP に残すことを決定。

（3）10月2日：首相府 Vice Chairman 名で MOST、MOT に対し商標所管を MSOT（NOIP）に留める旨を通知。

①MOT 所管の品質管理・計量局（仮訳）を MOST に移管、計量標準・品質管理局（仮訳）とし、MOST は商品品質管理の責務を負う。

②MOST は商標権（Trade Disputes）を含む工業所有権にかかる全般を所掌する。

③首相府は MOT・MOST と調整し、MOT・MOST の所掌業務を定める政令の改正案を取り纏め 10月10日までに首相に提出する。

(4) 10月10日：MOSTより、首相府には政令改正案を提出。

(5) 10月22日：NOIPは商標の公式処理業務を再開。IPASの商標機能も運用を再開。

(6) 10月28日：NOIPよりJICAベトナム事務所長宛てに文書で報告。

①商標所掌にかかる政府決定を受けてNOIPにおける商標業務を再開。

②プロジェクト当初計画に沿って、商標機能を含めたIPASの完成を要望。

(7) 11月4日：MOSTより、MPI宛てに日本側への要望取次ぎ依頼文書発出。

①プロジェクト当初計画に沿って、商標機能を含めたIPASの完成を要望。

②新規要望案件「IP情報有効活用」の採択を要望。

(8) 11月18日：MPIより正式に日本大使館（写：JICA）宛てに上記（7）と同内容の要望文書発出。本技術協力プロジェクトへの協力要請とベトナム首相の意見として「NOIP shall continue performing the function of state management over trademark」の一文が記載されている。

(9) 12月2日：MOIPAプロジェクト第4回JCC（プロジェクト終了時評価）にて以下を確認。

①商標所掌にかかる公式な政府決定（改正政令署名）が確認出来ず、ベトナム側の要望については現時点でコメントできない。日本に持ち帰り公式決定を待って検討する。

②プロジェクトは概ね目標を達成する見込みだが、商標機能など一部達成が遅れている。

③IPAS V3の商標機能はプロジェクト期間中に完成・運用を図るが、V4商標機能のプロジェクト期間内完成・運用は困難。

4-3 5 項目評価結果詳細

4-3-1 妥当性

<p>必要性・優先度</p>	<p>・プロジェクトが目指す効果は、ベトナム(越)国の国家政策に合致しているか。</p> <p>越国においては、産業の発展・工業化の進展と共に、経済活動の基盤とも言える産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)保護の重要性が高まっており、2001年に開催されたベトナム共産党第9回党大会でも、産業財産権を含む知的財産権に係る活動を強化する点が強調されて、社会経済開発10カ年戦略(2001-2010)及び社会経済開発5カ年計画(2001-2005)に盛り込まれている。また、2003年12月の日越共同イニシアティブにおいて、越国は2005年にWTOへ加盟する準備を進めているが、この加盟の条件としても、知的財産権の迅速・透明かつ公平・的確な権利付与等適切な行政が求められていることが再確認されており(日越共同イニシアティブ第4章具体的対応策(21)(22))、対越投資促進のための基本的課題として知的財産権関連機関の能力向上が謳われている。</p> <p>さらに、ファン・バン・カイ首相は2003年を外国投資誘致の重要年と位置付けて、日本をはじめとする東アジアを中心に投資勧誘活動を展開する方針を示し、外国投資法施行細則政令の改正とあわせて、同年3月には外国投資家がベトナム企業の株式を30%まで購入することを認め、ベトナム企業株の売買や外貨への交換も可能とした(ジェトロ 2003:p219)。さらに、2005年の国際会計基準への移行、民間企業のロイヤリティ金額の上限廃止、知的財産権に関する啓蒙活動の実施、優遇法人税15%の適用拡大、外国企業の人材紹介組織を介さない労働者の直接採用解禁、登録による投資許可証取得状件の緩和、及び同年4月の外貨強制売却制度の撤廃等により海外直接投資(FDI)を促進することで越国の経済発展を目指している(日越共同イニシアティブ第4章具体的対応策(13)(29)、ジェトロ 2003:p219)。</p> <p>しかし、このような貿易自由化政策にもかかわらず、2002年のFDI(認可ベース)は、件数は前年比236件増の754件と伸びたものの、一件あたりの平均投資金額が前年の490万ドルから約200万ドルに下がり案件が小型化したため、FDIの金額は同38.4%減の15億5,770万ドルと減少した(ジェトロ 2003:p218)。投資実行ベースでは首位(2002年)を維持している日本からのFDI(投資累積額37億ドル1988-2003)もアジア危機以前と比べるとはるかに少なく、かつ、小口化しており、越国政府は引き続きFDI誘致に積極的であるが、煩雑な行政システム、頻繁かつ唐突な制度変更、法制度の整備の遅れ、汚職等依然として改善すべき投資環境上の問題点は多く(日越共同イニシアティブ第2章-4)、なかでも大口FDI促進のためには、先端技術を有する海外大手企業に対する越国での産業財産権の円滑・適切な付与が不可欠である。従って、本プロジェクトが目指す効果は、近年及び将来の越国の国家政策に合致するものである。</p>
<p>ターゲットグループの選定・技術移転の手段の適切性</p>	<p>・知的財産庁(NOIP)の協力内容に対するニーズは高いか。</p> <p>越国にとって、同国出願人が所有すべき知的財産権が先進諸外国によって権利化されてしまう事象や氾濫する模倣品への対応、WTO加盟、FDI誘致等を円滑に行うために、知的財産権関連法の整備及び執行体制の強化が課題となっている。その中核的機関であるNOIPは、科学技術省(MOST)管轄下で知的財産権のうち、特許、実用新案、意匠、商標(但し、所掌変更問題あり)の出願受付・審査・登録管理を行う越国唯一の機関である(日越共同イニシアティブ第4章具体的対応策(21))。この、NOIPが受理している産業財産権の出願件数は年々が増加しており(出願総件数2001年の9000件弱に対し、2002年は1万数千件、うち商標が約1万件)、NOIPの迅速・透明かつ公平・的確な権利付与能力の向上が急務とされている(前掲書、同部分)。従って、同協力内容に対するニーズは高く、ターゲットグループの選定は妥当であった。</p>

	<p>・C/P に対する技術移転の手段は適切か。</p> <p>PDM に明示されているとおり、IPAS の日常業務での円滑な活用のため、現状分析、計画策定、機器の設置と維持管理、マニュアルの作成、ヘルプデスク機能の充実等について、専門家の親身の指導のもと、日々のOJTやセミナーを通じて技術移転が行われてきたことが確認された。C/P の技術力向上の過程は、専門家によって各人ごとに詳細にモニタリングされており、さらに、C/P が自己評価を行い専門家に技術移転の状況をフィードバックし適切な技術移転が行われるように工夫がなされている。これらの技術移転の手段によって、PDM の指標に明記されている、期待された通りの成果が概ね発現している。外注先の信頼性や商標権移管等問題により、一部技術移転が遅れたが、それらは技術移転の手段そのものに直接起因するものではない。従って、C/P に対する技術移転の手段は適切であった。</p>
<p>日本の援助政策との整合性</p>	<p>・援助重点課題等との関連性はあるか。</p> <p>2002年7月、我が国知的財産戦略会議により知的財産戦略大綱が発表され、国際的な知的財産制度の調和と協力の促進として2002年度以降、JICAスキーム等の各種枠組みを用いた専門家派遣、研修生受入れ等の人材育成協力、情報化協力等を実施する点が明記された。また、2002年7月施行の知的財産基本法第17条において、「国は、…知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国または地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と定められており、本プロジェクトは日本政府の援助政策に合致するものである。また、日越共同イニシアティブにおいても、知的財産権の価値とその対価に関する越国関係者への啓蒙活動及びインターネットを通じた知的財産権の検索・管理システムの構築に対する支援の検討を表明しており、本プロジェクトは今後の支援の基盤となる成果を達成している(日越共同イニシアティブ第4章具体的対応策(13)(21))。</p> <p>さらに、海外における日系企業のビジネス活動において、アジアを中心に模倣品被害が深刻な状況にある。発明協会の「2002年度模倣品被害調査報告書」(回答企業数3,072社、回答率38.4%)によると、23.9%の企業が「模倣品被害があった」と回答しており、被害は圧倒的にアジアで多く、97年以降一貫して拡大している(ジェトロ 2003:p65)。こうした模倣品被害の対策として、同報告書は「海外で産業財産権を取得した企業の数は模倣被害を受けた企業数よりも低くなっており、日本企業の海外における産業財産権の権利取得に対する意識を一層高める必要がある」と指摘している(前掲書 p66)。これを受けて、日本政府が策定した「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(内閣府)では、模倣品に対する政府の取り組みの一つとして、以下のように外国市場対策を掲げている(前掲書 p66-67)。</p> <p>①日本企業の海外での権利取得や、訴訟提起等の権利行使のノウハウ等の提供を政府が支援する。 ②アジア諸国に対する知財保護に関するキャパシティビルディングへの協力や自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)などの2国間協定、世界貿易機関(WTO)や世界知的財産権機関(WIPO)など多国間協定を利用した侵害国への働きかけを強化する。</p> <p>本プロジェクトは、越国における産業財産権の出願事務処理を近代化して、権利取得・知財保護に関する能力を強化することを目的としており、日本企業の越国での円滑・適切な産業財産権の取得に資するものである。従って本プロジェクトは、近年及び将来に向けての上記政府の取り組みに整合している。</p> <p>・国別事業計画との関連性はあるか。</p> <p>2001年の日越経済協力政策協議において、以下の援助重点分野が示された。1. 人づくり制度づくり(特に市場経済移行化支援)、2. 電力・運輸等インフラ整備、3. 農業農村開発、4. 教育・保健医療、5. 環境。このうち人づくり・制度づくりの課題の一つとして WTO 加盟交渉に向けたキャパシティビルディングが挙げられ、その対応プログラムにあたる WTO 加盟支援プログラムにおいて、税関行政の近代化とともに産業財産権業務の近代化が取り上げられている。</p>

	<p>さらに、平成 15 年度 JICA 国別事業実施計画によれば、越国は WTO 加盟交渉支援と自由貿易に向けたビジネス環境の整備として産業財産権制度近代化が明記されている。すなわち、同国において対外経済環境も、1995 年のアセアン自由貿易圏(AFTA)加盟による 2006 年までの自由化推進、アジア太平洋経済協力(APEC)への参加、WTO 加盟申請など多国間貿易機構への加盟など急速に変化しているところ、WTO 協定関連のキャパシティビルディングに取り組むと共に、知的財産権行政の近代化整備として、政府関係機関の組織強化に取り組む点が記載されており、国別事業計画との関連性は高い。</p>
移転技術の適切性	<p>・日本の技術に比較優位性はあるか。</p> <p>日本国特許庁は 1990 年に世界で初めて特許出願事務処理の電子化を実現しており、当該技術の比較優位性を有している。</p>

4-3-2 有効性

成果 0 の達成度及び阻害要因	<p>・予定通り PMU が設置・強化されて活動を促進したか。阻害要因はなかったか。</p> <p>常時 5 名のフルタイム C/P が PMU のメンバーとして選任され、各課を代表するパートタイムの C/P とともに組織的にプロジェクト活動を実施する体制が構築されていることが確認された。PMU は予定どおり強化されプロジェクト活動を効率的に実施してきたので、成果 0 は十分に達成された。</p>
成果 1 の達成度及び阻害要因	<p>・予定通り機器の設置・維持管理が適切に行われたか。阻害要因はなかったか。</p> <p>PDM の指標に明示されている計画通りに、機器の調達計画から実際の導入・設置が完了しており、適切に維持管理されていることが確認された。導入された機器の維持管理については、専門家からの技術移転が予定通りに行われており、C/P 自らが維持管理できるようになっている。さらに、C/P は機材及び LAN の導入及び保守運用能力について概ね十分なレベルまで技術を習得している。よって、成果 1 の指標は、ほぼ予定通り達成されており、成果 1 は十分に達成された。</p> <p>活動を阻害した要因として、2002 年 4 月に NOIP の庁舎改修工事によりサーバールームの LAN ケーブルが切断される事態が生じた。これに伴いサーバーを別室に移設し仮 LAN を施設するとともに LAN の改修を行う必要が生じ、本来不要であった LAN の改修計画、入札、工事等の作業が発生して一時的にプロジェクト活動にある程度の影響を与えた。しかし、この修復のための費用は NOIP が負担しており、日々のプロジェクト活動を通じて構築された日本側とベトナム側の信頼関係によって、予見しえない事態に十分に対応できたことが確認された。</p>
成果 2 の達成度及び阻害要因	<p>・予定通り業務分析を行う能力がついたか。阻害要因はなかったか。</p> <p>PDM の指標に明示されている計画通りに、業務分析が行われ、予定されたレベルの(質の高い)フローチャート等の成果物が作成されていることが確認された。業務分析は、PMU のメンバーのフルタイム C/P と各課の代表であるパートタイム C/P との十分な協議に基づいて実施されており、各課の意見が有効に吸い上げられていることが確認された。また、成果物であるドキュメント類の管理・整備状況も良好であり C/P が業務分析のアプローチや手法を、予定された通りに十分理解していることが確認された。よって、成果 2 の指標は、ほぼ予定通り達成されており、成果 2 は十分に達成された。</p>

成果3の
達成度及
び阻害要
因

・予定通り IPAS のデザインとインストールを行う能力が果たしたか。阻害要因はなかったか。
IPASデータベースについては、PDMの指標 3-1に明示されている通りに開発が完了しており、指標 3-3 に明示されている通りに、既に6万件を超えるデータが入力済みであり、実際に業務に活用されていることが確認された。従って、指標 3-1及び3-3は十分に達成された。なお、IPASデータベースの蓄積項目は150を超え、産業財産権関連のデータを取り扱う上で問題は見受けられない。

しかし、PDMの指標 3-2については完全に達成されるとはいえない。すなわち、システムの成果物である V3設計書は予定どおり納品されているが、越国の外注先の品質管理が日本に比較して不十分であることが原因で受け入れテストに予想以上に時間がかかり、V3ユーザへのリリースが概ね6ヶ月程度遅れていることが確認された。さらに、V4は当初計画された商標部分について、2003年6月以降の越国における商標権業務所掌変更の問題により作成を見合わせている。また、商標以外についてはV4をV3と平行して開発を進めることになった。このように、スケジュール的に厳しい状況にあり、技術移転について一部のC/Pが目標レベルに到達していないことが確認された。なお、遅れの状況は以下の通りである。

<当初の特許、実用新案、意匠、商標のシステム開発計画>

初年度 Version1(V1): データベース、データ入力、照会

2年度 Version2(V2): 方式審査、実体審査、発送

3年度 Version3(V3): 審判、公報A(公開公報)、公報B(登録公報)、登録(特許証・登録証、登録原簿)

4年度 Version4(V4): 登録(抹消・移転)、統計、(全体調整)

<終了時評価時点における進捗状況>

V1: 予定通り開発・リリースが完了した。

V2: ほぼ予定通り開発・リリースが完了したが(特許、実用新案、意匠: 方式審査、実体審査、発送及び商標: 方式審査・発送)、商標の実体審査は省令改正によりV3へシフトし開発することとした。

V3: ①遅れが生じたが開発・リリースが完了したものは以下の通り。

特許、実用新案、意匠: 公報A(公開公報)、審判及び商標: 審判

②開発に着手済みだが、リリースされていないものは以下の通り。

特許、実用新案、意匠: 公報B(登録公報)、登録(特許証・登録証、登録原簿)

商標: 公報A(公開公報)、公報B(登録公報)、登録(特許証・登録証、登録原簿)

V4: ①開発に着手済みだが、まだリリースされていないものは以下の通り。

特許、実用新案、意匠: 登録(抹消・移転)、統計

②開発対象から除外されているものは以下の通り。

商標: 登録(抹消・移転)、統計

活動を阻害した要因としては、越国の外注先の品質管理が日本に比較して不十分のため受け入れテストに予想以上に時間がかかったこと、及び商標権業務所掌変更の問題があげられる。結論として、成果3は概ね達成されており、ほぼ予定通り IPAS のデザインとインストールを行う能力が果たしたといえるものの、当該阻害要因により指標 3-2について上記のように一部達成されていない重要な部分が残っており、商標部分についての IPAS の開発とその運用が今後の課題となっていることが確認された。

<p>成果 4 の 達成度及 び阻害要 因</p>	<p>・予定通り IPAS の運用・管理を行う能力が果たしたか。阻害要因はなかったか。</p> <p>PDMの指標4-1及び 4-3 に明示されている通りに、オペレーターマニュアルの整備やヘルプデスクの運営管理が予定されたレベルで概ね実施されていることが確認されており、上記リリースの遅れの影響があるものの、当該遅れが解消されるに従い技術移転が進捗し、プロジェクト終了までに商標の一部の機能(抹消・移転、統計)に関する部分を除き指標4-1及び4-3は概ね達成される見込みである。サーバーームには、機材が既に導入され、シャットダウン手順等もマニュアル化され、また、障害連絡体制も計画通りに確立されており、エンドユーザーからのシステムに対する改善要求も十分に分析・検討されている。</p> <p>しかし、指標4-2及び 4-4 については完全に達成されるとはいえない。すなわち、上記システムリリースの遅れ及び商標権業務所掌変更の問題により、一部のC/P に対して十分な技術指導を実施する時期を失ったため技術移転項目の習得に問題が生じており、一部の技術移転項目がプロジェクト期間内に目標レベルに到達できないことが確認された。具体的には、商標以外の特許、実用新案、意匠の部分については、プロジェクト終了までに IPAS の開発が進捗し、現在の遅れを取り戻して概ね予定通り C/P への技術移転が完了すると見込まれている。しかし商標については、統計機能、権利の抹消・移転システムなどがまだ開発されていないため日常業務での運用が十分でなく、プロジェクト終了時までには、商標関係の C/P への技術移転が当初の目標に到達しないことが見込まれる。</p> <p>従って、結論としては、成果4は概ね達成されており、ほぼ予定通りに IPAS の運用・管理を行う能力が果たしたといえる。しかし、上記阻害要因により、指標4-2及び 4-4 について一部達成されない重要な部分が残る、商標部分についての IPAS の開発とその運用が今後の課題となっていることが確認された。</p>
<p>成果 5 の 達成度及 び阻害要 因</p>	<p>・予定通り IPAS は日常業務で円滑に使用されるようになったか。阻害要因はなかったか。</p> <p>上記リリースの遅れの影響があるものの、ほぼPDMの指標 5-1に明示されている計画通りにユーザーマニュアルが準備されており、また、当初計画された通りにC/P が講師となりエンドユーザー研修が実施され、研修企画能力についても十分なレベルの技術移転が完了していることが確認された。従って、今後リリースの遅れが解消されるに従い技術移転が進捗し、プロジェクト終了までに、商標の一部の機能(抹消・移転、統計)に関する部分を除き指標 5-1は概ね達成される見込みである。</p> <p>しかし、PDMの指標 5-2については完全に達成されるとはいえない。すなわち、上記リリースの遅れによる影響はあるものの、商標の抹消・移転、統計以外の部分及び特許、実用新案、意匠については、今後リリースの遅れが解消されて IPAS の開発が進捗し日常業務で運用されて予定通りに技術移転が完了する見込みである。しかし、商標に関しては 2003 年 6 月からの越国の商標権業務所掌変更の問題により、抹消・移転、統計システム開発の技術移転を中断しており、現在は政府の商標を再度 NOIP へ戻す正式決定を待っている状態である。よって、商標の当該部分について IPAS の開発とその運用がまだ十分でなく、商標関係の C/P への技術移転が遅れている。さらに、当該システムの仕様設計、業者選定、契約、システム開発、テスト、リリースまでの全体工程を、プロジェクトの残りの協力期間である4ヶ月以内に終えることは困難であり(契約までに1ヶ月、システム開発に3ヶ月、技術移転に2ヶ月、全体で6ヶ月はかかる見込み)、プロジェクト期間中に当初計画した IPAS の機能を満足させてカウンターパートへの技術移転を完全に達成することはできないことが確認された。従って、結論としては、成果5は概ね達成されており、ほぼ予定通りに IPAS は日常業務で円滑に使用されるようになったといえる。しかし、上記阻害要因により、指標5-2について一部達成されない重要な部分が残る、商標部分についての IPAS の開発とその運用が今後の課題となっていることが確認された。</p>

プロジェクト目標の達成度及び阻害要因

・ 予定通り IPAS の導入で出願処理業務の能率が向上したか。

PDMのプロジェクト目標の指標1及び2に明示されている通りに、NOIP 長官から IPAS の利用について通達が出され全ての出願事務処理が必ず IPAS を介して行われるようになり、その処理状況は NOIP 関係者で共有できるようになった。さらに、業務管理、データ加工・編集に活用できるようになり、現在では IPAS が NOIP 関係職員にとって日常業務上必要不可欠なものとなっていることが確認されている。従って、指標1及び2は概ね達成されているので、プロジェクト目標はほぼ予定通り達成され、IPAS の導入で出願処理業務の能率が向上したといえる。しかし、上記阻害要因により、成果3, 4, 5の一部についてプロジェクト終了までに達成されない重要な部分が残ることが確認された。

すなわち、遅れている上記機能の開発とリリースだけでなく、V4 の対象から除外された商標にかかる登録(抹消・移転)、統計機能の開発とリリースを完了してはじめて、当初予定した産業財産権 4 権についての受付から審査、発送、公報、登録、審判、統計の機能が満足されて IPAS が完成する。しかし、プロジェクト終了までには、本プロジェクトが目指した上記 IPAS が完成せず、商標のみ登録(抹消・移転)、統計機能が不足する見込みである。ここで、商標の出願件数が最大で近年急増しており、かつ、存続期間が出願日から 10 年単位で何回でも更新できることを勧告すると、商標の当該機能が満足されない場合には NOIP の事務処理能率の向上というプロジェクト目標の完全な達成が阻害される可能性がある。従って、IPAS の商標機能の一部が欠落したままだけでなく、4 つの権利全体の一貫した情報管理を IPAS によって行い、氾濫する模倣品への対応、WTO 加盟、FDI 誘致等を円滑に行うといった越国の課題に十分に 대응できるようにする必要があり、商標部分についての IPAS の開発とその運用が今後の課題となっていることが確認された。

・プロジェクト目標の達成を阻害した要因はあるか。

プロジェクト目標の達成を阻害した要因としては、以下の3点が挙げられる。

- ① 外注先のプログラム品質管理(精度)の問題によりテストに時間を要しリリースが遅れたこと。
- ② NOIPの建物の外壁取替え工事に伴いLAN の改修を行う必要が生じ、本来不要であった LAN の改修計画、入札、工事等の作業が発生し一時的にプロジェクト活動に影響を与えたこと。
- ③ 越国による商標権業務所掌変更の問題により当初計画の商標部分のシステム開発および技術移転を停止せざるを得なかったこと。